

療を受けた。原告番号5-1は、リハビリ等を経て病状が改善し、介助歩行が可能となり、同年5月7日、退院した。(甲ニ5の5)

ウ 避難後の生活状況等

原告番号5らは、娘の自宅で一緒に生活することになったが、その自宅で車いすの利用を必要とする原告番号5-1の介護をすることは難しかったことから、原告番号5-2と娘は、千葉県八千代市内で車いすの利用が可能なマンションを新たに賃借し、原告番号5-1の退院後、そのマンションで同居して避難生活を続けた。

原告番号5-1は、介助歩行が可能になったものの、外出時には車いすを利用しており、定期的に [REDACTED] 病院に通院し、デイサービスを利用し、リハビリ施設でのリハビリを続けるなどしていく、一人で外の景色をじっと見つめていることが多くなっている。

原告番号5-2は、原告番号5-1の介護に追われ、自宅に引きこもりがちの生活を送っており、避難前に主宰していた [REDACTED] の再開も難しい状況にある。

エ 原告番号5らの自宅付近の状況

原告番号5らの自宅は、本件事故後手入れができず、ねずみや害虫に荒らされており、庭の草木も伸び放題になっている。原告番号5らの息子の墓は双葉町にあり、現地に残されたままになっている。平成28年7月31日時点で、原告番号5らの自宅前の放射線量は $2.5 \mu\text{Sv}$ 毎時であり、自宅内は家財道具等が散乱していた。自宅の庭は雑草が生い茂っており、庭の放射線量は $2.27 \mu\text{Sv} \sim 13.5 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(甲ニ共101)

オ 既払額

原告番号5らに対する既払額は、5291万1349円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号

5」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具（原告番号5-1）

5 一審被告東電が損害として認める金額は、595万円に高額家財として20万円を加算した615万円であり、これは既に支払済みであるところ、この金額は、賠償基準により算定されたもので、一般的に合理的であることは、前記第2の2(3)のとおりである。原告番号5らは、その年齢や30年以上に及ぶ居住期間を考慮すると、原告番号5-1が所有していた家財道具の価値は1135万円を下らないと主張するが、上記の一審被告東電が認める金額を超え、1135万円の価値を有する家財道具を保有していたことについて具体的な立証はされていない。これらの事情を考慮し、原告番号5-1の家財道具の損害は、615万円をもって相当と認める。

イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号5ら）

15 (ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号5-1 1532万円

752万円（平成29年5月末までの月額10万円の75か月分+2万円）+80万円（要介護による増額分）+700万円（避難長期化による慰謝料）=1532万円

② 原告番号5-2 1452万円

752万円（平成29年5月末までの月額10万円の75か月分+2万円）+700万円（避難長期化による慰謝料）=1452万円

(イ) 原告番号5らは、原告番号5-1の出身地である双葉町に自宅を構え、25年以上にわたって定年後の生活を送っていたところ、本件事故により、長年暮らした双葉町の自宅からの突然の避難を余儀なくされた。そして、原告番号5らは、自宅のある地域が帰還困難区域に設定され、不

慣れな地で長期間の避難生活を送らざるを得なくなったことや双葉町の自宅に帰ることができない状態が継続したことによる精神的苦痛は大きい。また、原告番号5-1は、本件事故当時、高齢であったことに加え、脳梗塞の後遺障害を抱えており、避難所での不便な生活により脱水症状を呈し、リハビリも行えなかつたことから、身体機能が低下し、約2か月の入院を余儀なくされ、退院後も歩行に支障を来すようになつた。原告番号5-2も、避難所での生活中に原告番号5-1の介護等を行つていたほか、千葉への避難後も、新たにマンションを借り、原告番号5-1の介護に追われている。このような事情からすると、原告番号5らは、その避難生活を続ける中で通常の避難者と比べてより大きな精神的苦痛を被つたというべきである。これらの事情を考慮すると、原告番号5ら避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

- ① 原告番号5-1 1022万円（2万円+12万円×85か月）
- ② 原告番号5-2 1022万円（2万円+12万円×85か月）

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号5ら）

原告番号5らの自宅は、帰還困難区域に含まれ、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も高い状況が続いている。双葉町の住民はそのほとんどが町内から避難しており、原告番号5らは、双葉町において長期間にわたって生活してきたが、本件事故により、その自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失ったものであり、それにより、甚大な精神的苦痛を被つたと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号5らの上記精神的苦痛に対する慰謝料を各1000万円と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号5らの損害額及び一審被告東電による既払額は、

次のとおりである。

(ア) 家財道具 (原告番号 5-1)

損害額 615万円 既払額 615万円

(イ) 慰謝料 (原告番号 5ら)

① 原告番号 5-1

損害額 2022万円 既払額 1532万円

② 原告番号 5-2

損害額 2022万円 既払額 1452万円

(ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号 5-1 490万円

② 原告番号 5-2 570万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号 5らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、福島市の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として 2762万3830円の賠償をしているとして、原告番号 5らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張するが、この点は、前記第4の2において原告番号 2らについて判示したところと同様であり、一審被告東電の上記主張は採用できない。

(4) 弁護士費用 (原告番号 5ら)

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号 5-1 49万円

② 原告番号 5-2 57万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号 5らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国
いずれに対しても次のとおりとなる。

① 原告番号 5-1 539万円

② 原告番号 5-2 627万円

3 承継前原告番号 9-1

(1) 認定事実

5 証拠（甲ニ9の12）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

10 承継前原告番号 9-1（大正15年 [] 生まれ）は、双葉町で生

まれ育ち、昭和27年 []、承継前原告番号 9-2と婚姻した。原

告番号 9-3 及び 9-4 は、承継前原告番号 9-1 及び 9-2 の子である。

承継前原告番号 9-1 及び 9-2 は、昭和30年頃双葉町の住民となり、昭和53年4月頃、双葉町 [] に自宅を新築し、同所に転居した。（甲ニ9の1～3）

15 承継前原告番号 9-1 は、盆栽のほか、双葉町の山での山菜採りやキノコ狩りを趣味にしていたほか、地域の住民とよく交流し、盆踊りなどの地域行事にも参加していた。

承継前原告番号 9-2 は、平成22年3月頃、脳内出血を発症し、同年9月頃から本件事故当時まで、双葉町 [] の [] に入居していた。（甲ニ9の13）

20 承継前原告番号 9-1 も、平成23年1月から、1か月のうち1週間を [] でショートステイし、残りは自宅で飼い猫とともに過ごしており、本件地震の発生当時も [] でショートステイをしていた。

イ 避難の状況

25 承継前原告番号 9-1 は、本件地震の発生後、自宅に飼い猫を残して、[] の職員や入居者と共に福島県立 [] 高校に避難したが、承継前原

告番号9-2と合流することはできず、同人は別の避難場所へ避難することになった。承継前原告番号9-1は、同高校の柔道場に避難したが、柔道場には暖房がなく、毛布の支給もなかった。食事は、おにぎり1個と茶1本が3食支給された。承継前原告番号9-1は、トイレに立つ回数を減らそうと、水分を控えるようになり、持病の腎臓病の飲水管理や排水管理をすることができなかつた。平成23年3月12日には、福島第一原発の爆発音が聞こえ、柔道場の避難者は恐慌状態となつた。

承継前原告番号9-1は、■高校の柔道場に2泊し、同月13日、自衛隊のヘリコプターにより福島県立■学校へ移動した。避難場所は、同■学校の体育館であり、毛布が支給され、食事はおにぎり1個と茶1本が3食支給された。また、承継前原告番号9-1は、■高校に避難していたときと同様に、飲水管理や排水管理をすることができない状態が続いた。

承継前原告番号9-1は、同月17日、避難所に同人を迎えて来た原告番号9-3、9-4らと共に千葉県へ避難した。承継前原告番号9-1は、同月18日、■病院で慢性腎不全及び腎性貧血と診断され、同月19日、同病院に入院し、その後は、血液透析が導入され、週3回の血液透析を受けていた。また、同日、腰部脊柱管狭窄症と診断され、一時期自力歩行が困難となった。なお、腰部脊柱管狭窄症の診断書には、慣れない場所での生活のため一時的には悪化した可能性を認めると記載されているが、本件事故による避難生活に起因の有無があるかについては、「不明」にチェックがされている。(甲ニ9の7、8)

承継前原告番号9-2は、同月12日から同月24日まで福島県立■高校の体育館に、同月25日から同年4月21日まで福島市内の病院に、同月22日から同年5月12日まで千葉県印西市の■施設に避難していたが、承継前原告番号9-1が9-2の所在を知ったのは同年

3月下旬頃であった。

ウ 避難後の生活状況

承継前原告番号9-2は、平成23年5月13日、[]施設から[]病院に搬送され、入院した。原告番号9-3が[]病院に依頼し、承継前原告番号9-1と承継前原告番号9-2は2人部屋で入院生活を送ることになった。(甲ニ9の13)

5

承継前原告番号9-2は、避難中に脳内出血を発症し、認知症も進行していたことから、日常会話が困難な状態となり、平成24年7月には一時危篤の状態となった。その後、承継前原告番号9-2は、会話することができる状態ではなくなった。

10

承継前原告番号9-1は、その後も[]病院で人工透析を受けながら入院生活を送っていたが、平成26年7月頃から認知症が進行し、同年8月から9月頃には肺炎に罹患するなど身体機能の低下が著しい状態となり、同年[]、死亡した。(甲ニ9の14)

15

承継前原告番号9-2並びに原告番号9-3及び9-4は、法定相続分に従い、承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を取得した。

承継前原告番号9-2は、平成28年[]、死亡した。

20

原告番号9-3及び9-4は、法定相続分に従い、承継前原告番号9-2が取得した承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ取得し、結果として、承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ取得した。

エ 承継前原告番号9-1の自宅付近の状況

25

承継前原告番号9-1の自宅は、平成28年7月31日時点で荒れ放題であり、倒壊しそうな状況にある。自宅裏には、墓があり、承継前原告番号9-1及び9-2の遺骨が納められている。承継前原告番号9-1が頻

繁に通っていた商店街は、いずれの店舗も閉鎖されている。（甲ニ共10
1）

才 既払額

承継前原告番号9-1に対する既払額は、2327万2516円であり、
本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原
告番号9ら」の承継前原告番号9-1に対する各損害項目の「既払額」
欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産（建物、借地権）

証拠（甲ニ9の2～5）によれば、承継前原告番号9-1は、本件事故
当時、次の各建物を次の借地上に所有しており、平成22年度の固定資産
税評価額は、①の建物が11万1579円、②の建物が150万9462
円、借地が481万6350円であったことが認められる。

（建物）

① 所 在 双葉郡双葉町 [REDACTED]
用 途 専用住宅
構 造 木造セメント葺2階建
床 面 積 1階 29.75m²
2階 29.19m²

② 所 在 双葉町 [REDACTED]
種 類 専用住宅
構 造 木造セメント葺1階建
床 面 積 104.13m²

（借地）

所在 双葉郡双葉町 [REDACTED]
地目 宅地

地積 288.75m²

一審被告東電は、承継前原告番号9-1に対し、建物について1171万8492円（平均新築単価（建物）3万1800円×床面積58.94m²×地震による価値毀損80%+150万9462円×建築物係数6.77），借地権について137万7477円（481万6350円×1.43×20%（1円未満切上げ）を支払っており、原判決も同額を超える損害は認められないとしているところ、原告番号9-3及び9-4は、当審において同額を超える主張はしないとしている。よって、不動産の損害額は、1309万5969円をもって相当と認める。

10 イ 家財道具

一審被告東電が家財道具の損害として認める金額は325万円である。原判決は、承継前原告番号9-1は、単身で自宅に居住していたものの、もともとは承継前原告番号9-2と同居していたのであるから、単身世帯を前提とする家財道具の賠償金額を基礎とすることは相当ではないとし、民訴法248条に基づき相当な損害額を認定することが相当とし、一審被告東電の賠償基準も参考として、家財道具に係る相当な損害額として595万円を認めたところ、原告番号9-3及び9-4は、当審においてこれを争わないとしている。承継前原告番号9-2が特別養護老人ホームに入所したのは本件事故の約半年前であることなど前記のとおりの承継前原告番号9-1の生活状況に照らせば、本件事故により失われた家財道具に係る損害額は、595万円をもって相当と認める。

一審被告東電は、上記金額は、賠償基準において大人2名の世帯に対する包括賠償額と一致するが、本件訴訟の原告でない承継前原告番号9-2と同居していたことを理由として単身世帯分を超える損害を認定することは誤りであるなどと主張するが、家財道具は同居の家族のいずれもが使用していたものであって、そのうちの1人が世帯分の家財道具の価値を喪

失したと主張して賠償を求めるることは、何ら異とすべきところはなく、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ウ 避難生活に伴う慰謝料

一審被告東電の慰謝料としての既払額は、327万6000円（平成23年3月分の12万円と同年4月から平成25年3月までの月額10万円の24か月分の240万円の合計252万円の3割増）に、ペットの慰謝料10万円を加えた合計337万6000円である。

一審被告東電は、これに加え、避難に伴う精神的損害の賠償として190万円（平成25年4月から平成26年10月11日までの月額10万円の19か月分）及び避難長期化による慰謝料700万円を認める。

承継前原告番号9-1は、本件事故により、生まれ育った双葉町の30年以上にわたって住み慣れた自宅からの突然の避難を余儀なくされた。避難に際しては、妻である承継前原告番号9-2と離ればなれになり、平成23年3月下旬頃までその行方を知ることができなかつたのであり、この間に承継前原告番号9-1が感じた不安や焦燥感は相当大きかつたといえる。また、承継前原告番号9-1は、持病の腎臓病を抱え、避難生活において飲水管理や排水管理をすることができず、その悪化を招き、週3日の人工透析を受けざるを得ない状況になった。その後も、承継前原告番号9-1は、脳梗塞、誤嚥性肺炎等に罹患するなど、入院生活が続くこととなつたのであり、その健康状態を考慮すると、精神的苦痛は極めて大きかつたといえる。このような事情からすれば、承継前原告番号9-1は、その避難の過程において通常の避難者と比べてより大きな精神的苦痛を被つたというべきである。

上記のような避難生活を経て承継前原告番号9-1が死亡した平成26年[]までの承継前原告番号9-1の避難生活に伴う慰謝料は、584万円（月額13万円×44か月+2万円（避難所への避難による増

額) + 10万円(ペット喪失分))と認める。

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

承継前原告番号9-1の自宅は、帰還困難区域に含まれ、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も高い状況が続いている。双葉町の住民はそのほとんどが町内から避難している。承継前原告番号9-1は、30年以上双葉町の自宅で暮らしてきたところ、帰還困難区域に指定されたことにより、双葉町に帰還することができなくなり、双葉町での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境がその基盤から失われたということができる。そして、承継前原告番号9-1は、双葉町の自宅に帰還することができないまま死亡しており、その無念さは計りしえない。その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、承継前原告番号9-1の上記精神的苦痛に対する慰謝料を1000万円と認める。

(3) 弁済の抗弁(既払額等)について

ア 以上によれば、承継前原告番号9-1の損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 不動産

損害額 1309万5969円 既払額 1309万5969円

(イ) 家財道具

損害額 595万円 既払額 0円

(ウ) 慰謝料

損害額 1584万円 既払額 337万6000円

(エ) 既払額を控除した損害額合計

1841万4000円

イ 承継前原告番号9-1について、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、184万1400円認め
る。

(5) 認容額

以上によれば、承継前原告番号9-1について一審被告東電に対して認容
されるべき額は、2025万5400円となる。また、当審においては、一
審被告国に対しては家財道具に係る損害賠償は請求されていないから、一審
被告国に対して認容されるべき額は、1430万5400円となる。よって、
原告番号9-3及び9-4の認容額は、その2分の1ずつとなり、それぞれ、
次のとおりである。

10 ア 一審被告東電に対する認容額

各1012万7700円

イ 一審被告国に対する認容額

各715万2700円

第7 福島県南相馬市の原告ら

15 1 南相馬市の状況

証拠（甲イ2、乙ニ共127の5、128の各証、129の5、130、1
31の7、10、12、15、138の1、172）のほか、後掲証拠及び弁
論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

南相馬市は、平成23年3月12日午後6時25分の福島第一原発から半径
20キロメートル圏内の避難指示を受け、これに含まれることとなった市の南
部からその圏外となる市の中部に位置する原町地区への避難を実施した。その
後、同月15日午前11時の福島第一原発から半径20キロメートルから30
キロメートル圏内の屋内退避指示を受け、原町地区も屋内退避圏内に入ったこ
とから、同日以降、希望者に対して市外への避難誘導を実施した。南相馬市は、
同年4月22日、屋内退避指示が解除され、計画的避難区域又は緊急時避難準
備区域に設定されるとともに、福島第一原発から半径20キロメートル圏内は

警戒区域に指定された。南相馬市は、平成24年4月16日の避難指示区域の見直しにより、その一部が避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に設定された。なお、平成23年7月21日及び同年8月3日に行われた特定避難勧奨地点の指定は、平成26年12月28日に解除された。

5 承継前原告番号7-1の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約16.4キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

原告番号10-1、10-2、10-3及び10-4（以下「原告番号10ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約16.4キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

原告番号12-1、12-2、12-3及び承継前原告番号12-4（以下「原告番号12ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約15.8キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

15 原告番号15-1、15-2、15-4及び15-5並びに承継前原告15-3（以下「原告番号15ら」と総称する。）の本件事故時点における住所地は、福島第一原発から直線距離で約18.5キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

また、福島第一原発から半径30キロメートル以遠の区域は、計画的避難区域に設定されていないが、南相馬市は、平成23年3月16日、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難の要請をした。南相馬市は、同年4月22日、屋内退避区域が解除された後、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。（乙ニ共1）

承継前原告番号13-1及び原告番号13-2（以下「原告番号13ら」と

総称する。)の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約3
2. 8キロメートル地点に位置し、設定された避難指示に係る区域外にある。

南相馬市の同年3月11日時点の住民の数は、7万1561人であったが、
平成27年10月15日時点の避難者数は1万0800人であり、このうち6
5 361人が県外へ避難していた。また、南相馬市の18歳未満の避難者数は、
平成24年4月1日時点で5606人(県内1969人、県外3637人)、平
成27年4月1日時点で4729人(県内2855人、県外1874人)と把
握されている。

南相馬市の除染は、環境省が策定した特別地域内除染実施計画に基づき平成
10 25年8月26日から行われており、平成27年8月31日時点での除染実施
率は、宅地が32%、農地が16%、森林が46%、道路が7%であった。他
方、南相馬市が策定した除染計画に基づく除染は、同年7月末時点において、
公共施設については計画数139のうち133の施設、住宅については、計画
数1万7466戸のうち7418戸、道路については計画数739.4キロメ
15 ートルのうち395.1キロメートルが実施済みであり、その他農地等の除染
も計画されていた。

同年9月7日時点の南相馬市の空間放射線量は、最高値が鉄山ダムの1.9
5 μ Sv毎時、その他は0.06~0.55 μ Sv毎時であった。同年10月
14日時点の各原告の居住地付近のモニタリングポストにおける空間線量測定
20 結果は、0.087 μ Sv毎時(承継前原告番号7-1)、0.087 μ Sv毎時
(原告番号10ら)、0.106 μ Sv毎時(原告番号12ら)、0.188
 μ Sv毎時(原告番号13ら)、0.161 μ Sv毎時(原告番号15ら)であ
った。

南相馬市の避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、平成28年7月12
25 日、解除された。

避難指示解除後の平成30年3月11日時点での南相馬市からの避難者数

は6511人であり、このうち3948人が県外へ避難している（乙ニ共291）。

また、除染については、環境省策定の除染計画によるものが、平成29年3月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地4500件、農地1700ヘクタール、森林1300ヘクタール、道路270ヘクタールを含む全ての面的除染が完了し、南相馬市の除染実施計画によるものも、同月をもって全ての除染作業が完了している（乙ニ共229、230）。

空間放射線量は、同月2日時点では、居住制限区域に所在する鉄山ダムの1.39 μ Sv毎時が最高値であり、その他の測定値は、2か所を除きいずれも0.3 μ Sv毎時を下回っていて、小高区に所在する小高中学校は0.06 μ Sv毎時、小高区役所も0.07 μ Sv毎時であった（乙ニ共200）。その後の相馬市によるモニタリングでも、空間線量率の上昇が見られず、除染の効果が保たれていることが明らかとなった（乙ニ共342の2）。

南相馬市では、個人積算線量の測定を行っているところ、年間の追加外部被ばく線量は低下傾向にあり、小高区においては、平成29年度に1mSv以下となった住民の割合は91.0%，18歳以下の子どもでは97.8%であった（乙ニ342の3）。

南相馬市では、平成28年3月15日時点で、事業所総数489のうち、224の事業所が再開しており、そのうち小高区内では52の事業所が事業を再開し、その後も順次事業再開がされている（乙ニ共233、298から301まで、304、343、344）。また、営農も順次再開し、平成30年12月からは、南相馬市内の小中学校の給食で市内産米の使用が開始された（乙ニ共295から297まで、342の3）ものの、平成31年3月時点の南相馬市内の遊休農地面積が40.1%を占めるなど、本件事故の影響は相当程度残存している（甲ニ共204）。小高病院は、施設の一部を改修して、平成26年4月頃から外来診療を再開していたところ、本館は建物の損傷が激しく、令和元

年1月から解体工事が行われ、外来診療については、小高保健福祉センターに市立総合病院付属小高診療所として一時移転した。新たな小高診療所は、病院跡地に建設されることとなっており、令和3年12月の再開が目指されている（甲ニ共220, 221）。その他の医療機関については、平成31年4月時点では、小高区内で、病院2、医科診療所1、歯科診療所2が診療を行っている。
5 また、小高区内の小学校（小高小学校、福浦小学校、金房小学校及び鳩原小学校）は、避難指示解除後も南相馬市鹿島中学校内の仮設校舎を利用して合同運営をしていたが、平成29年4月1日に、小高小学校、小高中学校、小高合同児童クラブ、小高幼稚園が再開し、同日には、福島県立小高産業技術高校が開校した。（甲ニ共149, 150、乙ニ共304から306まで）
10

鉄道については、JR常磐線が平成28年7月12日に小高駅と原ノ町駅間において再開通し、また、運休していた相馬駅と浜吉田駅間の運転が同年12月10日に再開されたことにより、小高駅は仙台駅と鉄道で結ばれることになった。さらに、平成29年4月1日には、小高駅と浪江駅間の運転も再開している。
15 （乙ニ共223, 224, 225）

また、小高区内では、平成28年7月23日から25日に避難指示解除後初の「相馬野馬追」（国の重要無形民俗文化財）が、同年8月13日に「オカエリ夏祭り in 小高2016」が、同年10月15日から16日に「おだか秋祭り」が開催された。（乙ニ共292から294まで）

20 令和元年10月1日現在の南相馬市の人口は5万3643人と減少傾向が続いているが、世帯数は2万6275人とやや増加しており、他の区域からの避難者や工事関係者が増加したことがうかがわれる（甲ニ共206）。また、平成30年に南相馬市が行った住民意識調査では、生活への不安・心配として「放射線による人体への影響」を挙げる者は34.7%で、平成27年の47.9%からは減少しているものの、「医療・健康」、「体調面や健康面（放射線以外）」、「介護・福祉」に次いで多くなっている。

2 承継前原告番号 7-1

(1) 認定事実

証拠（甲ニ 7 の 1～4，証人 [後に原告番号 7-3 となった者]）のほか，後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

承継前原告番号 7-1（大正 13 年 [] 生まれ）は，南相馬市 [] で生まれ育ち，平成 23 年 3 月 11 日まで，約 86 年間同所で生活していた。その家系は，[] があるとされ，承継前原告番号 7-1 は，様々な [] を取り仕切っていた。

原告番号 7-2 及び 7-3 は，承継前原告番号 7-1 の子である。

承継前原告番号 7-1 は，平成 13 年頃に夫が死亡した後は，長女と共に南相馬市の自宅で生活していた。

承継前原告番号 7-1 は，本件事故前は，加齢により耳が聞こえにくくなっていたほか，外出には杖を使用し，自宅内でも車いすを利用すること

15 があったが，家事は長女と分担して行っており，買い物や散歩等もしていた。また，ペットとして猫を飼育していた。

イ 避難の状況

承継前原告番号 7-1 は，平成 23 年 3 月 11 日，自宅にいたところ本件地震に遭遇し，やかんからこぼれた熱湯が原因で，臀部に火傷を負った。

承継前原告番号 7-1 は，大津波警報を聞き，着の身着のまま，飼い猫を残して，長女の運転する自動車に乗って南相馬市の県立 [] 高校へ避難した。承継前原告番号 7-1 らは，[] 高校では体育館で一泊したが，体育館には避難者が多数おり，座る場所を確保することはできたものの，毛布は支給されず，食事はおにぎり 1 個と茶 1 缶が支給された。

25 承継前原告番号 7-1 は，同月 12 日，避難の呼びかけを聞き，長女が運転する自動車に乗って，南相馬市 [] の [] 中学校へ避難し，同月 1

3日まで、[REDACTED]中学校の体育館で過ごした。[REDACTED]中学校の体育館も避難者が多数おり、寝る場所を確保することはできなかつたため、壁に寄りかかって座つて休んだ。食事は、おにぎり1個と茶1缶が支給された。

承継前原告番号7-1は、同日、原告番号7-3と連絡を取り、同月14日、原告番号7-3の夫が運転する自動車に乗つて、千葉県船橋市の原告番号7-3の自宅に避難した。承継前原告番号7-1は、船橋市への避難後、臀部の火傷の治療を受けることができたが、受傷後すぐに治療を受けることができなかつたため、完治まで約2か月を要した。

ウ 避難後の生活状況等

承継前原告番号7-1は、原告番号7-3の自宅1階の8畳間を生活スペースとして利用しており、家財、日用品、仏壇等を購入した。

承継前原告番号7-1は、平成23年の夏頃、一時帰宅をするため南相馬市へ向かつたが、同市[REDACTED]が避難区域として閉鎖されていたため、4キロメートル手前まで行くことしかできなかつた。

承継前原告番号7-1は、避難生活中、料理することもなく、外出することも少なくなり、また、避難生活中に糖尿病等に罹患し、寝て過ごすことが多くなつた。

平成26年8月には、南相馬市[REDACTED]で承継前原告番号7-1の夫の13回忌法事が営まれたが、承継前原告番号7-1には千葉県から南相馬市まで移動する体力がなく、参列することができなかつた。

承継前原告番号7-1は、平成28年[REDACTED]死亡し、その遺言により、原告番号7-2及び7-3が、承継前原告番号7-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ相続した。

エ 既払額

承継前原告番号7-1に対する既払額は、2190万3887円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原

告番号7ら」の承継前原告番号7-1に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 宅地・建物

5 (ア) 証拠(甲ニ7の2)によれば、承継前原告番号7-1は、本件事故当時、次の不動産を所有しており、平成22年度の固定資産税評価額は、次のとおりであったことが認められる。

宅地 296.71m² 613万9226円

10

① 木造居宅 69.00m² 10万2500円
② 木造併用住宅 99.83m² 5万7308円
③ 木造附属家 35.05m² 12万6827円

15

(イ) 一審被告東電の既払額は、宅地について支払われた292万6365円であり、一審被告東電が損害として認める金額は次のとおりである。

a 宅地 499万9206円

792万5571円 (613万9226円×1.43×65/72
(1円未満切上げ)) から上記既払額を控除した残額

b 建物① 267万8542円

198万0875円 (平均新築単価(建物)3万1800円×69.00m²×65/72) + 69万7667円 (平均新築単価(構築物・庭木)1万1200円×69.00m²×65/72)

c 建物② 387万5346円

286万5953円 (平均新築単価(建物)3万1800円×99.83m²×65/72 (1円未満切上げ)) + 100万9393円 (平均新築単価(構築物・庭木)1万1200円×99.83m²×65/72)

20

25

2 (1円未満切上げ))

d 建物③ 61万7027円

45万5650円 (平均新築単価 (建物) 1万4400円×35.

0.5m²×6.5/72) + 16万1377円 (平均新築単価 (構築物・
庭木) 5100円×35. 0.5m²×6.5/72 (1円未満切上げ))

e 建物①から③の合計 717万0915円

(ウ) 原判決の認定額は、上記(イ)と同額であるところ、この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の1509万6486円をもって相当と認める

イ 農地

証拠(甲ニ7の2)によれば、承継前原告番号7-1は、本件事故当時、次の土地を所有していたと認められる。

所在 [REDACTED]

地目 畑

地積 2609.00m²

平成22年度の固定資産税評価額 15万6540円

これについて、一審被告東電が損害として認める金額は、141万320.9円 (状況類似地区区分ごとの農地単価600円×2609m²×6.5/72 (1円未満切上げ)) であり、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張をしないとしており、原判決認定の141万3209円をもって相当と認める。

ウ 家財道具

一審被告東電の既払額は、445万円 (定型賠償基準:避難指示解除準備区域、大人2名世帯) であり、原判決では、これを超える損害が発生したことは具体的に立証されていないといわざるを得ないとされたところ、

この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張をしないとしており、家財道具の損害としては、既払額と同額の445万円をもって相当と認める。

エ 避難生活に伴う慰謝料

5 一審被告東電による慰謝料としての既払額は、合計1031万円（承継前原告番号7-1の死亡した平成28年[REDACTED]より後の平成30年3月31日までの分として算定した額に一定の加算をした額+ペット喪失分5万円）である。

10 承継前原告番号7-1は、本件事故により、87歳で初めて生まれ育った地を突然に離れざるを得なくなり、慣れない環境での不便な生活を送ることとなった。高齢で、足も弱っていた承継前原告番号7-1にとって、このような避難生活は過酷なものであったことは明らかであり、これによる精神的苦痛は相当大きかったといえる。

15 もっとも、承継前原告番号7-1は、平成28年[REDACTED]に死亡しているから、避難生活に伴う慰謝料の終期は同日までとするのが相当である。

これら的事情を総合考慮し、承継前原告番号7-1の平成28年[REDACTED]までの避難生活に伴う慰謝料は、751万円（12万円×62か月+2万円+5万円（ペット喪失分））をもって相当と認める。

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

20 承継前原告番号7-1は、南相馬市[REDACTED]で生まれ育ち、約86年間にわたって同所で生活していたところ、本件事故により自宅のある南相馬市[REDACTED]が避難指示解除準備区域となったことにより、同市での生活や地域住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失ったのであって、大きな精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は平成28年7月21日に解除されたものではあるが、承継前原告番号7-1は、その解除前に死亡しており、南相馬市への帰還を望みながら無念の死を遂げたものであって、

その精神的苦痛は大きかったと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、承継前原告番号7-1の上記精神的苦痛に対する慰謝料は、400万円と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、承継前原告番号7-1らの損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 宅地・建物

損害額 1509万6486円 既払額 292万6365円

(イ) 農地

損害額 141万3209円 既払額 0円

(ウ) 家財道具

損害額 445万円 既払額 445万円

(エ) 慰謝料

損害額 1151万円 既払額 1031万円

(オ) 既払額を控除した損害額合計

1478万3330円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、承継前原告番号7-1が受領した慰謝料1031万円の一部である230万円については、過払いになっていると主張するが、前記アのとおり、当審において承継前原告番号7-1について認める慰謝料額は1151万円であるから、過払いは生じていないことになる。

(4) 原告番号7-2及び7-3による承継

前記認定事実のとおり、原告番号7-2及び7-3は、承継前原告番号7-1の本件に係る損害賠償債権を2分の1ずつ相続したところ、その額は、それぞれ、739万1665円である。

(5) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、原告番号7-2及び7-2につき、それぞれ73万9166円と認める。

(6) 認容額

以上によれば、一審被告東電に対する認容額は、原告番号7-2及び7-3につき、それぞれ813万0831円である。なお、原判決において原告番号7-2及び7-3の一審被告国に対する請求は全部棄却されたが、原告番号7-2及び7-3は控訴をしていない。

3 原告番号10ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ10の4から6、原審における原告番号10-1本人、当審における原告番号10-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号10-1（昭和34年[]生まれ）と原告番号10-2（昭和33年[]生まれ）は、いずれも千葉県で生まれ育ったが、平成7年6月に婚姻し、同月7日に南相馬市[]のアパートに転居し、同所で暮らし始めた。原告番号10-3（平成8年[]生まれ）と原告番号10-4（平成12年[]生まれ）は、原告番号10-1及び10-2の子である。

原告番号10-1は、本件事故前から、後天性の右足膝関節の機能障害があり、高血圧の持病を有していた。原告番号10-1は、平成7年9月頃から平成20年頃まで[]で勤務していたが、本件事故当時は求職中であり、世帯で生活保護を受給していた。

原告番号10-2は、本件事故前から、両下肢機能の著しい障害により、身体障害者等級2級と認定され、身体障害者手帳の交付を受けていた。原告番号10-2は、外出時は車いすを使用し、自宅内では、風呂釜内の補

助具の他は、特に器具等を使用しておらず、腕の力でテーブル等を歩行器代わりにして移動していた。(甲ニ10の1)

原告番号10-3は、本件事故当時、南相馬市立[]に通学していた。

原告番号10-4は、知的障害を有しており、本件事故当時、南相馬市立[]に通学していた。

イ 避難の状況

原告番号10-1、10-2及び10-4は、平成23年3月11日、道の駅[]に避難し、原告番号10-3は[]の[]小学校に避難し、同月12日まで滞在した。その後、原告番号10らは、同月13日から同月14日まで[]の中学校に、同月15日から同月18日まで[]に避難した。避難所では、1人1枚毛布が支給され、食事はおにぎり1個やパン1個が支給された。原告番号10-1は、持病の高血圧の薬を摂取することができず、めまいや頭痛に悩まされた。原告番号10-2は、屋外での移動に車いすが必要であったが、車いすを必要とする10人程度に対して1、2台ほどの車いすしかなかったため、自由に使うことはできなかった。原告番号10-4は、避難中の集団生活になじむことができず、常時萎縮したような状態であった。

原告番号10らは、同日、上記[]の避難所を閉鎖する旨の南相馬市長のアナウンスを聞き、千葉県へ避難することを決意した。原告番号10らは、同月19日は茨城県のモーテルに宿泊し、同月20日から同月21日まで東京都内の原告番号10-2の姉の自宅に宿泊し、同日から同年4月3日まで千葉県内の原告番号10-2の実家に宿泊した。そして、同月4日に、千葉県君津市[]に入居した。入居した居室は4階であったが、エレベーターがなく、原告番号10-1が原告番号10-2を介助して昇降していた。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号10らは、平成24年7月18日、千葉県君津市 [] の借上住宅に転居した。転居費用は、4万0775円であった。(甲ニ10の3)

5

原告番号10-1は、平成23年10月頃から医療機関で受診することがあり、平成30年6月11日以降は、適応障害での通院もしている。また、原告番号10-1は、避難後も生活保護を受給している。(甲ニ10の9、11、当審における原告番号10-2)

原告番号10-2は、避難後、障害の状態が悪化し、車いすがなければ移動できないほどとなった。

10

原告番号10-3は、避難後、君津市立 [] に転入したが、同級生からのいじめに遭い、同市立 [] へ転校を余儀なくされた。その後定時制高校に入学し、平成27年3月に卒業した後は、[] などの業務に従事している。(甲ニ10の8、当審における原告番号10-2)

15

原告番号10-4は、避難生活中、君津市立 [] に転入し、[] に通い、千葉県立 [] に進学した。卒業後は、自宅で過ごしている。(当審における原告番号10-2)

エ 既払額

20

原告番号10らに対する既払額は、4966万7110円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号10ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具（原告番号10-1）

25

一審被告東電の既払額は505万円であり、原判決は、これを超える損害が発生したとは認められないとしているところ、原告番号10-1は、

当審においてこれを超える主張はしないとしている。したがって、損害は、
505万円をもって相当と認める。

イ 引っ越し費用（原告番号10-1）

原判決は、原告番号10-1が引っ越し費用として支払った4万077
5円は本件事故と相当因果関係のある損害と認められるが、一審被告東電
は避難・帰宅等に係る費用相当額として、100万8000円を支払っているから、既払分を控除すると0円となるとしているところ、原告番号1
0-1は、当審においてこれを超える主張はしないとしている。したがつ
て、損害としては、4万0775円をもって相当と認める。

ウ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号10ら）

（ア）一審被告東電による慰謝料としての既払額は、次のとおりである。

① 原告番号10-1 979万5000円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
127万5000円（要介護による増額分月額1万5000円×6
5か月+介護者であることによる増額分月額2万円×25か月）=
979万5000円

② 原告番号10-2 1022万円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
170万円（要介護による増額分月額2万円×85か月）=102
2万円

③ 原告番号10-3 985万円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
85万円（要介護による増額分月額1万円×85か月）+48万円
(自主的避難対象区域への避難)=985万円

④ 原告番号10-4 992万5000円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+

92万5000円（要介護による増額分月額1万円×85か月+7万5000円）+48万円（自主的避難対象区域への避難）=99万5000円

(イ) 前記認定事実のとおり、原告番号10-1と原告番号10-2は、持病や身体障害があり、避難所での避難生活における不便さはかなり大きかったといえる。また、原告番号10-4は、知的障害があったことから避難生活から生じる精神的負荷が非常に大きいと考えられ、やはり避難生活により多大な精神的苦痛を受けたといえる。これらの事情その他一切の事情を考慮すると、世帯全体として、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったものと認められる。原告番号10らの自宅のある地域の避難指示は、平成28年7月12日に解除されたが、障害を抱える原告番号10らの世帯にとっては、帰還することも困難を伴うものと考えられる。したがって、原告番号10らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

- ① 原告番号10-1, 10-2, 10-4 各1022万円
(月額12万円×85か月+避難所生活による増額分2万円)
- ② 原告番号10-3 937万円
(月額11万円×85か月+避難所生活による増額分2万円)

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号10ら）

原告番号10らは、約16年間にわたって南相馬市[]で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅アパートの所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、南相馬市[]の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失い、それによる精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は平成28年7月12日に解除され、[]では、事業や学校が再開する

など、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容していると認められるのであって、原告番号10らが帰還をせずにいるのは、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被つたと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号10らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額をそれぞれ300万円と認める。

5 (3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号10らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

10 (ア) 家財道具（原告番号10-1）

損害額 505万円 既払額 505万円

(イ) 引っ越し費用（原告番号10-1）

損害額 4万0775円 既払額 4万0775円

(ウ) 慰謝料

15 ① 原告番号10-1

損害額 1322万円 既払額 979万5000円

② 原告番号10-2

損害額 1322万円 既払額 1022万円

③ 原告番号10-3

損害額 1237万円 既払額 985万円

20 ④ 原告番号10-4

損害額 1322万円 既払額 992万5000円

(エ) 既払額を控除した損害額合計

25 ① 原告番号10-1 342万5000円

② 原告番号10-2 300万円

③ 原告番号10-3 252万円

④ 原告番号10-4 329万5000円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号10-3及び10-4に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各48万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張する。しかし、上記賠償金については、まずは原告番号10-3及び10-4の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号10-3及び10-4のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(4) 弁護士費用（原告番号10ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- ① 原告番号10-1 34万2500円
- ② 原告番号10-2 30万円
- ③ 原告番号10-3 25万2000円
- ④ 原告番号10-4 32万9500円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号10らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国
のいずれに対しても、次のとおりとなる。

- ① 原告番号10-1 376万7500円
- ② 原告番号10-2 330万円
- ③ 原告番号10-3 277万2000円
- ④ 原告番号10-4 362万4500円

4 原告番号12ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ12の1、12の9～11、原審における原告番号12-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号12-1（昭和23年 [] 生まれ）は、承継前原告番号12-4（大正15年 [] 生まれ）の子である。原告番号12-2（昭和31年 [] 生まれ）は、原告番号12-1の妻である。

原告番号12-3（昭和58年 [] 生まれ）は、原告番号12-1と12-2の二男である。

承継前原告番号12-4は、南相馬市 [] で生まれ育ち、本件事故時まで同区で生活していた。原告番号12-1も、同区で生まれ育ち、川崎市、名古屋市での生活を経て、昭和49年頃に同区の実家に戻り、以降同区で生活していた。

原告番号12-1は、本件事故当時、[] で勤務しつつ、地域の [] [] を務めていた。また、原告番号12-2は、本件事故当時、[] に勤務していた。

原告番号12-3及び承継前原告番号12-4は、本件事故当時、原告番号12-1及び12-2と共に [] の自宅で生活していた。また、原告番号12-1及び12-2の長男と長女も南相馬市に居住しており、原告番号12らの自宅を訪れて交流していた。

イ 避難の状況

原告番号12-1は、本件地震発生当時、浪江町で警備業務に従事していた。原告番号12-2は、本件地震発生後、自宅に帰り、承継前原告番号12-4及び原告番号12-3と共に [] にある原告番号12-1の弟宅へ避難した。原告番号12-1も、一旦自宅に帰り、上記弟宅に避難した。原告番号12らは、平成23年3月12日、福島第一原発1号機が爆発したとの報道を知り、自動車で飯舘村の避難所へ避難した。し

かし、飯舘村の避難所は避難者が多数おり窮屈であったため、原告番号12らは、同日夜、自動車で福島市に避難することにし、同日午後10時又は午後11時頃、[REDACTED]に到着した。[REDACTED]も多数の避難者がおり、原告番号12らは、4階の通路で毛布にくるまって一夜を明かした。

5

原告番号12らは、同月13日、自動車で、福島市の[REDACTED]に移動し、同月17日まで滞在した。[REDACTED]にも多数の避難者がおり、雑魚寝状態で、水道は使えず、簡易トイレしかなく、食事はパン、水、茶が支給された。原告番号12らは、同月14日、福島第一原発3号機が爆発したとの報道に接し、福島も線量が高いという周囲の声もあったため、新潟県に避難することにした。

10

原告番号12らは、同月18日、自動車で、新潟県の[REDACTED]に移動した。[REDACTED]でも床で寝ることになった。

15

原告番号12らは、同月19日、新潟市職員の紹介により新潟県南魚沼郡[REDACTED]の旅館に移動した。原告番号12-1は、同旅館で、ようやく娘及び弟の家族の安否確認をすることができた。

15

原告番号12らは、同年4月9日、[REDACTED]が千葉県東金市で業務を再開することになり、同市のアパートを間借りすることになったため、自動車で同市へ移動し、同アパートで暮らし始めた。

ウ 避難後の生活状況等

20

承継前原告番号12-4は、平成23年5月13日、急性心筋梗塞を発症し、同月14日入院し、急性心不全、肺血腫及び尿毒症と併せて治療を受けた。承継前原告番号12-4は、同年9月8日まで入院し、長期の入院により著しく筋力が低下したため、同日、東金市所在の介護保険老人施設に入所したが、平成29年[REDACTED]に死亡し、原告番号12-1がその一審被告らに対する損害賠償請求権を相続した。(甲ニ12の3、4、弁論の全趣旨)

25

原告番号12-2は、平成27年3月頃、[REDACTED]が南相馬市[REDACTED]に移転するのに伴い、千葉県東金市から同区に転居した。原告番号12-1は、東金市の介護老人保健施設に入所している承継前原告番号12-4のため、東金市での生活を続けていたが、承継前原告番号12-4が死亡した後、原告番号12-2と共に南相馬市[REDACTED]にある[REDACTED]に居住している。(甲ニ12の12)

原告番号12-1は、避難後は無職となり、外出することが少なくなり、自宅で過ごす時間が増えた。

原告番号12-3は、原告番号12-1が南相馬市に転居した後も、千葉県内に居住している。(甲ニ12の12)

エ 既払額

原告番号12らに対する既払額は、合計8645万9750円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号12ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産（建物、土地）（原告番号12-1、原告番号12-2、承継前原告番号12-4）

証拠（甲ニ12の5～8）によれば、原告番号12-1、原告番号12-2及び承継前原告番号12-4は、本件事故当時、次の土地建物を所有していたことが認められる。

① 南相馬市[REDACTED]

宅地 327m²

平成22年度の固定資産税評価額 350万0826円

（原告番号12-1及び承継前原告番号12-4の持分 各2分の1）

② 南相馬市[REDACTED]

居宅

床面積 1階99.34m², 2階 55.45m²

平成22年度の固定資産税評価額 363万7232円

(原告番号12-1の持分 5分の4)

(原告番号12-2の持分 5分の1)

ただし、上記建物は、平成28年12月20日をもって取り壊された
5 (乙二12の1)。

10

15

20

25

一審被告東電が損害として認める金額は、上記①の宅地につき、451
万9470円（350万0826円×1.43×65／72（1円未満切
上げ））、上記②の居宅につき1661万5078円（363万7232円
×建築物係数5.06×65／72（1円未満切上げ））である。そして、
一審被告東電は、宅地について、原告番号12-1及び原承継前告番号1
2-4に対しそれぞれ225万9735円、建物について、原告番号12
-1に対し合計1516万8971円（1343万5323円+建物修復
費用173万3648円）、原告番号12-2に対し合計375万642
8円（332万3016円+建物修復費用43万3412円）を支払って
いる。なお、上記建物修復費用は、財物賠償を先行して支払う性格を有す
るものであるから、建物の損害の賠償の一部と解するのが相当である。

一審被告東電が損害として認める金額は、一審被告東電の不動産の評価
基準に従って算定された金額であるところ、前記第2の2(2)のとおり、
この算定方法は合理的な方法であるということができ、これを超える損害
が生じていることの具体的立証はない。この点につき、原判決は、原告番
号12らの自宅建物（上記②の建物）は、平成25年4月12日時点で、
建物1階の廊下で0.398μSv毎時、2階で0.436μSv毎時の
放射線量が計測され、同年5月から同年10月頃には、カビが繁殖し、ネ
ズミの死骸や糞が散乱しているような状態にあったことや、避難指示解除
後の平成28年8月1日時点において、原告番号12らが利用していた
スーパーは閉鎖されているなど、通常の生活を送るために必要な店舗も

再開しておらず、住民も直ちに帰還することができていない状況がうかがわれるのことなどから、自宅の土地（上記①の土地）及び建物については、避難指示期間割合（65／72）を超えて使用不能な状態にあったとみるべきであり、遅くとも本件事故から6年を経過する時点においても同様であったと考えられるとして、土地の損害を500万6182円（平成22年度の固定資産税評価額350万0826円×1.43。1円未満切上げ）と認め、建物の損害については、上記一審被告東電の既払額を超えるものとまでは認められないと判示した。しかしながら、上記のとおり、②の建物は、避難指示解除後の平成28年12月に取り壊されていて、①の土地についての取引は可能な状態になっていること、②の建物については、上記のとおり、建築修復費用も賠償されていること等の事情を総合考慮すると、土地について、全損と扱うことが相当とは認められず、他にこれを全損と認めるに足りる証拠はない。

したがって、自宅土地建物の損害額は、土地につき451万9470円（原告番号12-1及び承継前原告番号12-4につき、それぞれ225万9735円）、建物につき1661万5078円（原告番号12-1につき1329万2062円、原告番号12-2につき332万3016円）をもって相当と認める。

イ 家財道具（原告番号12-1、原告番号12-2）

一審被告東電による既払額は535万円であり、原判決は、これを超える損害が発生したことは具体的に立証されていないと判示したところ、原告番号12-1及び12-2は、当審においてこれを争わないとしている。したがって、家財道具に係る損害は、535万円をもって相当と認める。

なお、家財道具の所有者は、原告番号12らの自宅建物の所有者と同じであると認めるのが相当であり、原告番号12-1が持分割合5分の

4 (428万円), 原告番号12-2が持分割合5分の1 (107万円)で共有していたものと認める。

ウ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号12ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号12-1, 12-2, 12-3

各852万円（平成30年3月分まで）

12万円（平成23年3月分）+840万円（月額10万円×84か月（平成23年4月1日～平成30年3月31日）=852万円

② 承継前原告番号12-4

919万5000円

12万円（平成23年3月分）+840万円（月額10万円×84か月（平成23年4月1日～平成30年3月31日）+67万5000円（要介護者等の増額分。平成26年11月まで月額1万5000円）=919万5000円

(イ) 原告番号12らは、本件事故により突然に住み慣れた南相馬市の自宅からの避難を余儀なくされ、避難所を転々とした後、見知らぬ土地で生活することとなった。特に、承継前原告番号12-4は、本件事故当時90歳と高齢であり、本件事故から約2か月後に心筋梗塞を患い長期入院を余儀なくされ、筋力低下により施設に入所することになり、原告番号12-1は、承継前原告番号12-4の介護をしながらの避難生活を強いられることになった。このような避難生活により、原告番号12らは精神的苦痛を被ったものと認められる。原告番号12-2は、平成27年3月、元の職場が再開したことに伴い南相馬市[]に単身移転しているが、同じ南相馬市内での生活とはいえ、本件事故前と同じ生活ができるようになったわけではなく、勤務のためにやむなく単身で移転したとみられるから、これをもって避難を終了したとみることは相当でな

い。原告番号12-1が平成29年[]の承継原告番号12-4の死亡後に原告番号12-2と同居するようになったことや、この際、原告番号12-3が千葉県に残ることを選択したことについても同様である。

5 なお、原告番号12らは、平成28年7月12日に避難指示が解除された後の同年12月20日に自宅を取り壊しているが、これも避難生活が続く中で、自宅への帰還を断念したものではあるが、これをもって避難生活が終了したと解することもできない。もっとも、承継前原告番号12-4は、平成29年[]に死亡しているから、避難に伴う慰謝料の終期は、同月までとするのが相当であり、原告番号12-1の介護に伴う増額分も同月までとするのが相当である。
10

したがって、原告番号12らの避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

① 原告番号12-1 964万5000円

15 月額11万5000円×75か月+月額10万円×10か月+2万円（避難所生活による増額分）

② 原告番号12-2 852万円

月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分）

③ 原告番号12-3 852万円

20 月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分）

なお、原告番号12-3は、平成29年3月までに生じた慰謝料のみを本訴において請求しており、その間の慰謝料は、732万円（10万円×73か月+2万円）となる。

④ 承継前原告番号12-4 864万5000円

25 月額11万5000円×75か月+2万円（避難所生活による増額分）

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号1
2ら）

原告番号12らは、長年にわたり南相馬市 [] で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、[] の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から相当期間にわたって失い、それによる精神的苦痛を被ったと認められる。南相馬市の避難指示は平成28年7月12日に解除され、[] では、事業や学校が再開するなど、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容しているのであって、原告番号12らが帰還をせずにいるのは、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被ったと認められる。

その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号12らの上記精神的苦痛に対する慰謝料を、それぞれ300万円と認める。

15 (3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号12らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 土地（原告番号12-1, 承継前原告番号12-4）

損害額 各225万9735円 既払額 各225万9735円

(イ) 建物（原告番号12-1, 原告番号12-2）

① 原告番号12-1

損害額 1329万2062円 既払額 1516万8971円

② 原告番号12-2

損害額 332万3016円 既払額 375万6428円

25 なお、原告番号12らについては既払額が損害額を超えていたが、一審被告東電は、損害項目を超えた弁済の抗弁は主張していない。

(ウ) 家財道具 (原告番号12-1, 原告番号12-2)

① 原告番号12-1

損害額 428万円 既払額 428万円

② 原告番号12-2

損害額 107万円 既払額 107万円

5

(エ) 慰謝料

① 原告番号12-1

損害額 1264万5000円 既払額 852万円

② 原告番号12-2

損害額 1152万円 既払額 852万円

10

③ 原告番号12-3

損害額 1152万円 既払額 852万円

(請求期間に対応した金額は、損害額1032万円、既払額732万円)

15

④ 承継前原告番号12-4

損害額 1164万5000円 既払額 919万5000円

(オ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号12-1 412万5000円

② 原告番号12-2, 12-3 各300万円

④ 承継前原告番号12-4 245万0000円

20

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、承継前原告番号12-4に対する慰謝料は、その死亡後も月額10万円、合計100万円が支払われているところ、これは過払いに当たるから、全損害に対して充当されるべきであると主張する。しかし、上記アのとおり、承継前原告番号12-4についての慰謝料について上記の支払分を控除しても残額が生ずることとなるから、上記支払がその

25

余の項目の損害についての弁済となる余地はない。

(4) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- ① 原告番号12-1 41万2500円
- ② 原告番号12-2, 12-3 各30万円
- ④ 承継前原告番号12-4 24万5000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号12らの一審被告東電に対する認容額は、次のと
おりとなる。なお、原判決において原告番号12らの一審被告国に対する請
求は全部棄却されたが、原告番号12らは控訴していない。

- ① 原告番号12-1 723万2500円

原告番号12-1の損害額合計453万7500円に承継前原告番号1
2-4の損害額合計269万5000円を加算した金額

- ② 原告番号12-2, 12-3 各330万円

5 原告番号13ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ13の58, 13の68, 13の70の各証、原審における原
告番号13-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事
実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

承継前原告番号13-1（昭和26年 []生まれ）及び原告番号
13-2（昭和29年 []生まれ）は、夫婦である。

承継前原告番号13-1の父は、昭和59年 []に死亡している
が、次の不動産を所有していた。これらについては遺産分割手続が未了で
あり、本件事故時点においても、承継前原告番号13-1の父の所有名義

となっていた。(甲ニ13の53~56)

(土地)

南相馬市	宅地	347.59m ²
南相馬市	雑種地	7.26m ²

(建物)

所在	南相馬市
家屋番号	[REDACTED]
種類	居宅兼店舗
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 64.46m ²
	2階 29.75m ²

本件事故時点における承継前原告番号13-1の父の相続人は、承継前原告番号13-1を含む3人であり、この3人が各3分の1の共有持分を有していた(甲ニ13の62、13の63の各証)。

原告番号13らは、親族間の話し合いを経て、上記建物に居住することになり、本件事故当時も上記建物で生活し、上記土地建物の固定資産税も、承継前原告番号13-1が支払っていた。

承継前原告番号13-1は、平成22年10月頃、糖尿病、椎間板ヘルニア腎不全、心筋梗塞、脳梗塞等の持病により、要介護2の認定を受け、障害者手帳1級の交付を受けた。承継前原告番号13-1は、原告番号13-2の補助で僅かな距離を歩くことはできたが、車いすを使用することもあった。

承継前原告番号13-1は、自宅において[REDACTED]を経営していたが、本件事故直前には、その持病が原因で休業しており、営業再開の具体的な見込みは立っていなかった。

原告番号13-2は、本件事故当時、南相馬市[REDACTED]の[REDACTED]

████████に勤務し、また、同区で知人が経営する████████でも働いていた。

イ 避難の経緯

原告番号13-2は、本件地震発生時、████████で勤務しており、直ちに帰宅した。承継前原告番号13-1は、本件地震の揺れにより転倒して肋骨を損傷した。原告番号13らの自宅は、倒壊こそしなかつたものの、家具が倒れ、窓ガラスが割れるなどしていた。原告番号13-2は、自宅の一部が損壊し、余震の可能性もあり自宅にとどまるのは危険であると感じ、承継前原告番号13-1と共に、████████の████████へと避難し、一夜を過ごした。

10 承継前原告番号13-1は、平成23年3月12日朝、胸の痛みを強く訴えていたため、原告番号13-2は、承継前原告番号13-1を病院に連れて行き、同日夜に自宅に帰った。

原告番号13らは、同月13日、再び████████へ避難し、同月14日には、████████の████████に移動し、そこに寝泊まりしていた。同月16日には、南相馬市の職員から同市の一時避難要請について告知があったが、原告番号13らは、移動手段を持たず、また、承継前原告番号13-1の体調が悪化しており、障害を持つ承継前原告番号13-1を受け入れ可能な施設がなかったこと等から、直ちに避難することができず、その後も避難所に滞在していた。その間、原告番号13-2は、心臓や排尿の異常を訴えていた承継前原告番号13-1を病院に連れて行ったが、かかりつけの医師が既に避難しており、他の医師がいないなどの理由から、満足のいく治療を受けることができず、薬の処方をしてもらうことしかできなかつた。

25 原告番号13らは、同月23日、千葉市████████の████████が████████からの避難者を受け入れることになったことから、送迎バスで約10時間をかけて████████に移動した。

ウ 避難後の生活状況等

承継前原告番号13-1は、平成23年5月13日、救急車で千葉市
■の■病院に搬送され、腎不全及び心不全により入院した。承継前原
告番号13-1は、同月25日頃、退院したが、同年6月18日、再度同
病院に入院し、同年8月3日に退院した。(甲ニ13の10の各証)

5

原告番号13-2は、同年5月20日以降、宮城県多賀城市の長男の自
宅(同日から21日まで)、南相馬市の姉の自宅(同日から同年6月19
日まで)、■(同日から同月20日まで、同月25日から
同年7月10日まで)、■病院で過ごした後、同月14日に、千葉市
■の貸家を賃借し、同月15日から同所で生活している(甲ニ1
10

3の45)。

承継前原告番号13-1は、退院後、同年8月頃から原告番号13-2
と■の貸家で生活するようになったが、自立歩行ができない寝たきり
の状態となり、平成24年頃には要介護4の認定を受けた。また、同年か
ら平成25年頃にかけて、慢性心不全、慢性腎不全、糖尿病、糖尿病性網
膜症等により千葉市立■病院及び千葉■病院に通院していた(な
お、千葉市立■病院の通院証明書には、避難との因果関係は不明と記載
されている。甲ニ13の5.1、13の5.2の各証)。承継前原告番号13
-1は、平成24年頃に眼底出血、脳出血で入退院をし、平成25年頃か
らは、慢性腎不全により週3回の人工透析を受けるようになった。同年8
月16日には、両上肢機能の著しい障害、両下肢機能の著しい障害及び糖
尿病による家庭内での日常生活が著しく制限されるじん臓機能障害によ
り、身体障害者等級1級とする身体障害者手帳の交付を受けた(甲ニ13
の1.9)。承継前原告番号13-1は、平成27年頃、■病院に入院し、
25

糖尿病の合併症により左足を切断する手術を受けるなどしたが、同年
■、糖尿病を原因とする慢性腎不全により、死亡した。(甲ニ13の

69)

承継前原告番号13-1の権利義務は、全て原告番号13-2が承継した。

原告番号13-2は、南相馬市の自宅へ一時帰宅をした際、役所の職員から、自宅を放置しておくと倒壊のおそれがあると伝えられ、平成23年6月頃、業者に依頼して自宅を取り壊し、その際、自宅内の家財道具も処分した。なお、自宅の被害について、南相馬市長から罹災証明書の交付を受けている。(甲ニ13の70の2、13の71の1~3)

██████の機械類については、平成24年5月20日付で、██████株式会社から総額518万7000円の買取予定額が提示されたが、一審被告東電の放射線測定結果を受け、その買取りを拒否された。(甲ニ13の49、50)

原告番号13-2は、千葉市への避難後は、承継前原告番号13-1の介護等に追われ、就労することはできなかった。

エ 既払額

原告番号13らに対する既払額は、合計60万円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号13ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 原告番号13らの避難と本件事故の因果関係について

(ア) 前記認定事実のとおり、原告番号13らは、当初は本件地震を契機として南相馬市██████の自宅から避難したものであるが、その後南相馬市の一時避難要請を受けて千葉県へ避難している。そうすると、まず、一時避難要請を受けて避難したことについては、本件事故との因果関係が認められるから、それに要した交通費、宿泊費等については本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

(イ) 次に、帰宅許容の見解が示された後も避難を継続したことと本件事故との因果関係について検討する。

一時避難要請があった場合に避難生活に入り、帰宅を許容する見解の表明があった後も避難生活を継続することは、一般的には合理性があり、そのような避難をした場合には、平成23年9月頃まで慰謝料が発生すると考えられることは、前記第2の3(3)エのとおりであり、中間指針において、南相馬市による帰宅許容の見解表明から相当期間経過後に生じた避難費用等は賠償対象にならず、この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、その見解表明の日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間等を考慮し、同年7月末日までを目安とするとされていることも、同様の見解によるものと考えられる。

そして、原告番号13らが帰宅許容の見解表明後に直ちに自宅に戻らなかつたのは、前記認定事実のとおり、本件地震により自宅が倒壊するおそれがあったという事情はあるものの、承継前原告番号13-1が、同年5月12日に避難先の千葉県で████病院に入院したためともいえる。しかるに、承継前原告番号3-1は、本件事故前から持病があり、避難生活中に心臓や排尿の異常を訴え、病院でも満足のいく治療を受けることができなかつたことや、千葉県への移動にバスで約10時間も要し、承継前原告番号13-1にとっての身体的、精神的負荷は相当重かつたと考えられることからすると、承継前原告番号13-1が腎不全及び心不全で入院することになったのは、本件事故前から有していた持病が、上記のような避難生活に伴う身体的、精神的負荷によって悪化したことによるものと認められ、このような健康状態にあった承継前原告番号13-1とこれを介護する原告番号13-2に直ちに帰還することを期待することは、困難を強いることであると考えられる。

そうすると、原告番号13らが、直ちに南相馬市に帰還することができなくなったのは、本件事故に起因すると認めることができる。したがって、南相馬市への帰還を困難とするような事情がなくなったと認められる時期、すなわち、承継前原告番号13-1が退院し相当期間が経過するまでの避難実費等の支出については、必要かつ合理的な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と考えるべきであるところ、承継前原告番号13-1が同年8月5日には退院していることからすると、上記相当期間は、上記のとおり一般的である同年9月末日までとするのが相当である。

他方で、原告番号13らが、承継前原告番号13-1が退院して相当期間経過後も千葉市に居住し続けているのは、前記認定事実のとおり、本件地震により自宅建物が損壊し、同年6月にこれを取り壊したことによる主な原因があるというべきであるから、上記期間経過後千葉市に居住し続けることと本件事故との因果関係は認められず、それに伴う支出等が本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。

この点につき、原告番号13-2は、承継前原告番号13-1が同年8月に[]病院を退院した後も体調の悪化は著しく、その死亡に至るまで日常生活が問題なく送れる状態に回復したことは一度もなかったものであり、また原告番号13-2もその介護のため避難生活を続ける必要があったのであるから、原告番号13らが避難生活を継続せざるを得なかつた期間は、承継前原告番号13-1が死亡するまでの期間であるとすべきである旨主張する。しかし、前記のとおり、承継前原告番号13-1は、平成22年10月頃、要介護2の認定を受け、障害者手帳1級の交付を受けており、家業の[]も休業せざるを得ない状況にあったというのであるから、本件事故直後の避難生活中の症状悪化の原因はともかく、平成23年8月の退院後の症状悪化の原因が、避難生活による

ものと認めるのは困難である。

一方、一審被告東電は、本件地震により自宅建物が全壊し、本件事故の有無にかかわらず避難を余儀なくされたのだから、本件事故により避難を余儀なくされたとする原告番号13らの主張は理由がないとするが、上記のとおり、本件事故がなければ千葉県まで避難することはなかつたと考えられるのであって、合理的な範囲での損害については、本件事故と因果関係があるというべきである。
5

イ 避難実費

(ア) 避難移動費等 (原告番号13ら)

前記認定事実のとおり、原告番号13らは、平成23年3月11日から同月13日にかけて、██████████に避難し、自宅に帰宅し、再度██████████に避難しているが、これは、本件地震後の余震などを警戒してのことであるから、これに要した費用は本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。

15 他方で、同月23日の██████████から千葉市への避難をみると、原告番号13らは迎えのバスにより移動しているのであるから、同人らが避難費用を支出したとは認められない。

その後の承継前原告番号13-1の移動についてみると、入退院、██████████の借家への移動は本件事故がなければ必要がなかつたと考えられるから、これに要した費用は本件事故と因果関係のある損害と認められるところ、一審被告東電の標準交通費の金額、移動経路が千葉市██████内の移動にとどまることを考慮して、5000円を相当な損害と認める。

20 次に、原告番号13-2の移動についてみると、██████████から、宮城県の長男宅、福島県内の姉宅と転々とし、その後は承継前原告番号13-1に付き添い病院と██████████を行き来している。このうち、██████████は一時的な避難先であって、██████████

■から親族宅への移動及び■の貸家への移動は本件事故がなければ必要がなかったと考えられるから、それに要した費用は本件事故と因果関係のある損害と認められるところ、被告東電の標準交通費の金額、移動経路の一部は千葉市■内の移動であることを考慮して、4万7000円を相当な損害と認める。

(イ) 宿泊費（原告番号13-2）

原告番号13-2は、承継前原告番号13-1が入院している間親族宅に宿泊しており、その謝礼の趣旨で1日当たり5000円（合計30泊）を支払ったところ（甲ニ13の68），その間は、本件事故による避難をしていたとみられる期間であり、その金額も相当なものといえるから、この合計15万円については、本件事故と相当因果関係を認めることができる。

(ウ) 引っ越しに関する費用（原告番号13-2）

原告番号13-2は、引っ越しを手伝ってもらったことへの謝礼の趣旨で花等を購入した際の費用を損害として主張しているところ、証拠（甲ニ13の2～4）から認められる支出の時期、金額等に照らし、平成23年7月14日の1万3000円分の支出を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(エ) 避難実費としての損害額

したがって、原告番号13らの避難実費に関する損害は、次のとおり認める。

① 承継前原告番号13-1 5000円

② 原告番号13-2 21万円

ウ 不動産（承継前原告番号13-1）

原告番号13らは、当審においてこの損害については請求していない。

エ 家財道具（承継前原告番号13-1）

原告番号13らは、当審においてこの損害については請求していない。

オ 一時立入り等の移動費用（原告番号13-2）

証拠（甲ニ13の68）によれば、原告番号13-2は、平成24年4月から同年9月にかけて、████工場の状況を確認するなどのため、合計4回南相馬市████に一時帰宅したことが認められるものの、この時点では既に南相馬市が帰宅許容の見解表明をしており、この一時帰宅を立入りということは相当ではなく、それに要した費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。また、荷物送付費用（甲ニ13の6～13の9の5）も、その支出の時期等に照らし、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

カ 生活費増加分（原告番号13ら）

(ア) 承継前原告番号13-1

証拠（甲ニ13の57の各証）によれば、承継前原告番号13-1は、████の施設利用料として、合計38万2390円を支払ったことが認められる。前記アのとおり、████への避難は本件事故と因果関係があるから、同所での滞在に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。したがって、38万2390円を損害と認める。

前記アのとおり、本件事故直後の入院については、本件事故と因果関係があると認めるのが相当であるから、それに関する入院費用合計2万8645円（甲ニ13の10の各証）、入院関係雑費合計4110円（甲ニ13の11の1～3）は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、退院後の入院交通費の一部（甲ニ13の15の1～5）については、退院後もしばらくは通院の必要があることが通常であることからすると、相当期間内の支出として、合計4750円を本件事故と相当因果関係のある損害として認めるのが相当である。

他方で、上記以外の費用については、通院証明書でも、承継前原告番号13-1の傷病と避難との因果関係は不明とされており、承継前原告番号13-1が本件事故前から持病を有していたことからすると、退院後の体調の悪化と本件事故との因果関係を認めることはできず、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるということもできない。

したがって、合計41万9895円が損害となる。

(イ) 原告番号13-2

証拠（甲ニ13の21～13の46の17）によれば、原告番号13-2は、別紙16「原告番号13-2の生活費増加分一覧表」のとおりの費用を支出したことが認められる。

このうち、避難先住居の賃料についてみると、承継前原告番号13-1の入院中、及び承継前原告番号13-1が退院した後も相当期間については、原告番号13-2が千葉市に滞在したのは本件事故と因果関係があるということができるから、借家に係る契約金及び平成23年7月から同年9月までの家賃等合計38万3806円の支払については、本件事故と相当因果関係があると認める。それ以外の支出についても、平成23年9月30日までの支出かどうかを基準として、合計11万8556円（同日までに支出したガス使用保証金、荷物送付費用、被服費増加分及び日用品購入代金）を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

したがって、合計50万2362円が損害となる。

キ 休業損害（原告番号13ら）

(ア) ■■■（承継前原告番号13-1）

前記認定事実のとおり、■■■については、承継前原告番号13-1の持病が原因で本件事故当時休業中であり、具体的な再開の見込みが立っていないからすると、本件事故により休業損害が発生したと

認めることはできない。

(イ) [] , [] (原告番号13-2)

証拠(甲ニ13の47, 48)によれば、原告番号13-2の[]

[]における給与(平成22年分)は、87万9947円であったこと、

5

[]での給与(同年4月から平成23年3月まで)は、42万1503円であったことが認められる。

10

そして、前記アで検討したところからすれば、平成23年3月から同年9月までの期間の休業損害については、本件事故と相当因果関係を認めるのが相当であるから、本件事故直前の給与の1か月平均額(7万3328円([]), 3万5125円([]))の7か月分合計である75万9171円を損害と認める。

ク 動産(機械類)(承継前原告番号13-1)

15

前記認定事実のとおり、[]の機械類については、平成24年5月20日には合計518万7000円の買取予定額が提示されていたにもかかわらず、放射線測定結果を受けて買取りを拒否されたというのであり、その他の買取先を探すのは容易でなかったと推測されるから、社会通念上その価値が失われたとみるのが相当であり、上記金額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

20

この点について、一審被告東電は、上記機械類について、原告番号13らが主張するような放射線物質による汚染があったとしても、表面のふき取りなどしかるべき除染措置をとれば汚染の低減が可能であり、また、[]は政府による避難指示の対象区域ではなく、社会生活を通常どおり営むことができる区域であって、機械類に汚染があったとしても、そのことによってその財物を使用できないとかその効用を発揮できないと解されているものではなく、これにより価値が減少し又は喪失したとは評価できないと主張する。しかし、実際に買受け希望者があり、その希望者からの

25

買受けの希望が撤回されたことは前記認定事実のとおりであって、その後に費用をかけて除染の措置をとったとしても、その除染の効果がどの程度であるかや、その結果買受け希望者が現れたかについては、不明といわざるを得ない。そうすると、これらの機械類については、本件事故により社会通念上価値が失われたと認めるのが相当であり、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ケ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号13ら）

一審被告東電は、原告番号13ら各自に対し、避難費用の仮払金として、30万円ずつを支払っている。

原告番号13らは、本件地震により避難したものの、南相馬市の避難要請を受け、南相馬市の住居から避難を余儀なくされ、避難生活中に承継前原告番号13-1が2度入院せざるを得なくなるなど、避難生活に伴う精神的苦痛は大きかったと思われる。

上記の事情を考慮し、本件事故と相当因果関係のある原告番号13らの避難生活に伴う慰謝料を、それぞれ84万円（月12万円×7か月）と認める。

コ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号13ら）

南相馬市は政府による避難指示の対象区域となっていないこと、原告番号13らが自宅へ帰ることができなかつたのは主として本件地震による自宅の損壊・取壊しに原因があることなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、上記キの慰謝料を超えて本件事故と相当因果関係のある損害を認めることはできない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号13らの損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難実費

① 承継前原告番号 13-1

損害額 5000円 既払額 0円

② 原告番号 13-2

損害額 21万円 既払額 0円

5

(イ) 生活費増加分

① 承継前原告番号 13-1

損害額 41万9895円 既払額 0円

② 原告番号 13-2

損害額 50万2362円 既払額 0円

10

(ウ) 休業損害 (原告番号 13-2)

損害額 75万9171円 既払額 0円

(エ) 動産 (機械類) (承継前原告番号 13-1)

損害額 518万7000円 既払額 0円

15

(オ) 慰謝料

損害額 各84万円 既払額 各30万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 承継前原告番号 13-1 615万1895円

② 原告番号 13-2 20.1万1533円

20

イ 原告番号 13 らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用 (原告番号 13 ら)

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

25

① 承継前原告番号 13-1 61万5189円

② 原告番号 13-2 20万1153円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号13-2の認容額は次のとおりとなる。

ア 一審被告東電に対する認容額

897万9770円

5 原告番号13-2の損害額合計221万2686円に承継前原告番号1
3-1の損害額合計676万7084円を加算した額

イ 一審被告国に対する認容額

340万2528円

10 原告番号13-2についても承継前原告番号13-1についても、当審においては、一審被告国に対しては財物損害の一部に係る賠償請求がされておらず、また、一審被告国に対する請求額が一審被告東電に対する請求に係る控訴の不服の範囲と同額とされていることから、一審被告国に対して認容されるべき額は、一審被告東電に対する認容額と異なり、原告番号13-2について認められる損害額合計214万1476円に承継前原告番号13-1について認められる損害額合計126万105
15 2円を加算した額である340万2528円となる。

6 原告番号15ら

(1) 認定事実

20 証拠（甲ニ15の1、15の5、15の6、15の7、原審における原告番号15-1本人、当審における原告番号15-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号15-1（昭和32年 [] 生まれ）と原告番号15-2（昭和35年 [] 生まれ）は、夫婦である。

25 承継前原告番号15-3（大正12年 [] 生まれ）は、原告番号15-1の母である。

原告番号15-4（平成8年[]生まれ）と原告番号15-5（平成9年[]生まれ）は、原告番号15-1及び15-2の子である。

5

原告番号15-1は、南相馬市[]で生まれ育ち、平成5年から[]を営んでいた。原告番号15-1は、平成17年頃に、同区[]に自宅を新築した（甲ニ15の2の各証）。

10

原告番号15-2は、平成7年頃に原告番号15-1と婚姻し、平成9年頃からは[]の経理業務を行っていた。本件事故前の平成21年頃にうつ病との診断を受け、定期的に治療を受けていたが、家事等を行うことはできていた。

承継前原告番号15-3は、本件事故当時、デイサービスを利用していたが、送迎車には自分で乗り降りすることができていた。

本件事故当時、原告番号15-4は、中学3年生であり、原告番号15-5は、中学1年生であった。

15

イ 避難の状況

20

原告番号15らは、本件地震発生時には全員自宅におり、情報収集しながら自宅で過ごした。原告番号15らは、平成23年3月12日、福島第一原発1号機に爆発があり、同日夕方には避難指示が出たことから、着の身着のまま、自動車で避難を開始した。原告番号15らは、同月13日午前2時頃、福島県いわき市の原告番号15-2の妹宅に到着した。原告番号15らは、同月14日、福島第一原発3号機にも爆発あつたことを知り、いわき市からも避難することとし、原告番号15-2の妹の家族4人と共に、福島県喜多方市の知人宅に避難した。原告番号15らは、同知人宅の約8畳の離れを借り、11名で同じ部屋に起居していた。原告番号15らは、同月25日、千葉県八街市にある原告番号15-1の姉の家に移動し、約8畳の部屋を借りて生活していた。

25

原告番号15らは、同年4月8日、八街市役所の仲介で、同市の避難者に対する支援者が提供した住居に移り、同年12月16日まで同所で生活し、同日からは、同市にある南相馬市の借上住宅で生活した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号15-1は、南相馬市の自宅への立入りが許可されるようになった後から、自宅敷地内の作業場の機械等を千葉県内に移転し、平成23年9月頃に [] を再開したが、受注量は移転前と比べて激減した。

原告番号15-1は、千葉県への避難後、耳鳴りの症状が現れるようになり、平成25年8月24日及び同年9月5日、耳鼻咽喉科で耳鳴症との診断を受けた（甲ニ15の4の1）。

原告番号15-2は、平成23年3月頃、反復性うつ病を発症し、平成24年2月頃に入院するなど、継続的に治療を受けている（甲ニ15の4の3）。

承継前原告番号15-3は、避難後、話し相手がおらずふさぎ込むことが増え、平成25年8月頃に体調を崩して入院し、同年11月頃から、老人ホームに入居したが、入居後も肺炎等に罹患し体調を崩すこともあった。

原告番号15-4は、避難後、千葉県八街市の高等学校に入学したが、平成24年6月頃、うつ病を発症し、その後継続的に治療を受けており（甲ニ15の4の2）、平成26年には、仙台市の大学に入学して一人暮らしを始めたものの、平成28年3月末まで休学し、その後退学した。

原告番号15-5は、避難後、千葉県の高等学校に進学したが、現在まで目立った健康被害はない。

承継前原告番号15-3は、平成27年 [] に死亡し、原告番号15-1外1名が法定相続分に従い、承継前原告番号15-3の権利義務を2分の1ずつ相続した。

原告番号15らの南相馬市内の自宅には、家具や日用品が放置されてい

る。平成27年12月27日時点で、原告番号15らが利用していたスーパーや内科医院は閉鎖されていた。平成28年8月1日時点の自宅及びその周辺の放射線量は、自宅の茶の間が $0.26 \mu\text{Sv}$ 毎時、ウッドデッキが $0.49 \mu\text{Sv}$ 毎時、庭が $0.23 \mu\text{Sv}$ 毎時、本件事故前に飲み水などに使用していた井戸周辺が $0.24 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。また、自宅から200メートルから300メートルの地点にはフレコンバックの集積場が設置されている。(甲ニ共101)

5

原告番号15らは、平成28年5月に宮城県名取市内に土地を取得し、自宅を新築して移住し、原告番号15-1は、南相馬市内の自宅敷地内に新たに作業場を設けて████████の事業を再開した。なお、原告番号15-5は、同年4月に神奈川県内の大学に進学し、同県伊勢崎市内に新築マンションを購入して一人暮らしをしている。

10

エ 既払額

15

原告番号15らに対する既払額は、1億3766万7249円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号15ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具 (原告番号15-1)

20

一審被告東電による既払額は合計670万円である。

25

一審被告東電による既払額は、賠償基準により算出したものであるところ、その考え方の合理性があるのは前記第2の2(3)のとおりであり、原告番号15-1が所有していた家財道具の価値を具体的に認定するに足りる証拠はない。したがって、損害額は、670万円をもって相当と認められる。

原告番号15-1は、南相馬市内の自宅で所有していた家財道具の価値

が1696万円であり、そこから既払額のうち570万円を控除した1126万円が賠償されるべきであると主張するが、原告番号15-1が所有していた家財道具の価値を具体的に認定するに足りる証拠がないことは、上記のとおりであり、同主張は採用できない。

5 イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号15ら）

一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号15-1, 15-2

各850万円（平成30年3月までの85か月分）

② 承継前原告番号15-3

10 610万円（平成28年3月までの61か月分として算定）

③ 原告番号15-4, 15-5

各850万円（平成30年3月までの85か月分）+8万円（避難先に自主的避難等対象区域が含まれていることによる増額分）

原告番号15らは、本件事故により突然に住み慣れた南相馬市の自宅からの避難を余儀なくされ、見知らぬ土地での生活をすることとなった。特に、本件事故後1か月以内に4度の転居を余儀なくされており、特に高齢の承継前原告番号15-3にとって身体的、精神的負担が極めて大きかったと認められる。また、原告番号15-2は、本件事故前からうつ病により定期的に治療を受けていたところ、避難直後にもうつ病と診断されており、精神的なストレスは大きいものがあったと考えられる。なお、承継前原告番号15-3は、平成27年[]に死亡しているから、同人の慰謝料の終期は同月までとなる。

したがって、原告番号15らの避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

25 ① 原告番号15-1 852万円

（月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分））

② 原告番号15-2 937万円

(月額11万円×85か月+2万円(避難所生活による増額分))

③ 承継前原告番号15-3 563万円

(月額11万円×51か月+2万円(避難所生活による増額分))

④ 原告番号15-4, 原告番号15-5 各852万円

(月額10万円×85か月+2万円(避難所生活による増額分))

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償(原告番号15ら)

原告番号15らは、長年にわたって南相馬市[]で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、同区の自宅での暮らし、仕事場や近隣住民とのつながり等の生活を基盤から相当期間にわたって失い、これによる精神的苦痛を被ったと認められる。承継前原告番号15-3は、自宅への帰還を望みつつも、避難指示解除前に死亡し、その精神的苦痛も大きいものがあったと認められる。[]では、避難指示は平成28年7月12日に解除され、事業や学校が再開するなど、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容していることが認められるのであって、原告番号15-1が南相馬市内の自宅に併設された作業所で事業を再開している現在でも、なおその家族が自宅で生活していないことも、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被ったと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号15らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、それぞれ300万円と認めるのが相当である。

(3) 弁済の抗弁(既払額等)について

ア 以上によれば、原告番号15らの損害額及び一審被告東電による既払額

は、次のとおりである。

(ア) 家財道具（原告番号15-1）

損害額 670万円 既払額 670万円

(イ) 慰謝料

① 原告番号15-1

損害額 1152万円 既払額 850万円

② 原告番号15-2

損害額 1237万円 既払額 850万円

③ 承継前原告番号15-3

損害額 863万円 既払額 610万円

④ 原告番号15-4

損害額 1152万円 既払額 858万円

⑤ 原告番号15-5

損害額 1152万円 既払額 858万円

(ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号15-1 302万円

② 原告番号15-2 387万円

③ 承継前原告番号15-3 253万円

④ 原告番号15-4, 15-5 各294万円

イ その他の弁済の抗弁について

(ア) 一審被告東電は、原告番号15-4及び15-5に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各8万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張する。しかし、上記賠償金については、まずは原告番号15-4及び15-5の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番

号15-4及び15-5のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(イ) 一審被告東電は、原告番号15らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、宮城県名取市内の住居（3748万2418円）及び神奈川県伊勢崎市内のマンション（3065万円）を取得するために南相馬市内の自宅不動産の財物賠償金（5333万6644円）を超えて支出した費用について、住居確保損害として2816万3309円の賠償をしている。一審被告東電は、これについて、財物の時価賠償を超えて、被災者支援に資するとの観点から、新たな資産取得に当たる住宅の取得資金の一部について政策的見地から賠償を実施しているものであって、法律上の実損害が発生したことに対する弁済がされたものではないとして、原告番号15らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張する。

しかし、一審被告東電が主張するとおり、住居確保損害の賠償は、実損害を賠償するものでなく、被災者支援の見地からされた不法行為法による通常の損害賠償とは性質の異なる賠償として、いわば原賠法に基づく損害賠償の枠外で支払われたものというべきであって、それが、被災者支援の見地からの支払として相当な額であれば、原賠法に基づく損害賠償についての弁済ではないというべきである。

そして、原告番号15らが宮城県名取市内に購入した住居は、南相馬市内の自宅に帰還する代わりに取得したものといえるが（前記認定事実のとおり、南相馬市内の自宅は、原告番号15-1の事業に用いられているが、住居としては利用していないものとみることが可能である。）、神奈川県伊勢崎市内のマンションは、前記認定事実のとおり、神奈川県内の大学に進学した原告番号15-5が居住しており、その通学のために購入したものにほかならないと認められるから、本件事故に起因して必要になった住宅の確保ということはできない。そうすると、宮城県名

取市内の住居の購入費用は、南相馬市内の自宅の財物賠償金で十分賄うことことができたのであるから、賠償の対象となる住居確保損害はなかったというべきであり、同名目で支払われた2816万3309円は、過払いになっているといわざるを得ない。

一審被告東電としては、このような場合には、住居確保損害の賠償として支払った金員については、他の本来の損害の賠償に充てる意思で支払ったものであり、支払を受けた原告番号15らとしても同様の意思で支払を受けたものと解するのが合理的である。上記住居確保損害の賠償金は、原告番号15-1に対して支払われているが、これは、世帯全体に対して支払われたものと評価でき、原告番号15ら全員との関係での弁済として、各損害賠償額から賠償金を控除すべきものである。

ウ 損害額合計

以上によれば、原告番号15らの損害額の合計は、次のとおりである。

(ア) 住居確保損害の賠償として支払われた金員控除前の損害額

- ① 原告番号15-1 302万円
- ② 原告番号15-2 387万円
- ③ 承継前原告番号15-3 253万円
- ④ 原告番号15-4, 15-5 各294万円

(イ) 住居確保損害としての賠償金の控除

上記(ア)の合計（ただし、承継前原告番号15-3の分については、原告番号15-1が相続した2分の1相当額）は1403万5000円であるところ、これは、住居確保損害の賠償として支払われた2816万3309円を下回るから、賠償すべき損害の残額はないことになる。

(4) 認容額

以上によれば、原告番号15らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国のいずれに対しても、いずれも0円となる。

第8 福島県西白河郡矢吹町の一審原告ら

1 矢吹町の状況

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

矢吹町は、福島第一原発から約60キロメートル以上離れた位置にあり、本件事故後に避難指示等の対象区域とはなっていない。

本件事故当時の原告番号8-1, 8-2, 8-3及び8-4（以下「原告番号8ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約67キロメートル地点に位置する。

平成23年1月1日時点の矢吹町の18歳未満の人口は3038人であったところ、同年3月15日時点での自主的避難者数は365人と推計されている（ただし、地震・津波による自主避難も含む。）。また、本件事故後の矢吹町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において54人（いずれも県外避難者）；平成27年4月1日時点において42人（県内避難者1人、県外避難者41人）と把握されている。（乙ニ共61, 128の各証、148）

矢吹町は、平成23年12月28日に「矢吹町除染計画（第1版）」、平成24年7月13日に「矢吹町除染計画（第2版）」を策定し、長期的に追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下にすること、今後2年間で日常生活環境における空間線量率を $0.23 \mu\text{Sv}$ 毎時以下とすることを目標として、町内全域の除染を実施している。平成27年7月末時点において、公共施設については計画数27施設のうち21施設が、住宅については計画数6245戸のうち5613戸が、道路については計画数364.2キロメートルのうち18.2キロメートルが、農地については計画数132ヘクタール全てが、除染実施済み又は調査にて終了となっている。（甲ニ8の25、乙ニ共129の8、141の各証）

矢吹町内の空間線量率は、平成23年9月上旬～同年11月下旬の測定期間ににおいて次のとおりであった。（乙ニ共141の1）

矢吹地域 空間線量率 $0.12 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.94 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.33 \mu \text{Sv}$ 每時

中畠地域 空間線量率 $0.12 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.89 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.30 \mu \text{Sv}$ 每時

5 三神地域 空間線量率 $0.10 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.61 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.23 \mu \text{Sv}$ 每時

平成27年9月7日時点における矢吹町の環境放射線量測定値は、 $0.09 \mu \text{Sv}$ 每時であった。同年10月13日時点の原告番号8らの居住地付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、 $0.094 \mu \text{Sv}$ 每時であつた。
10 (乙ニ共130, 131の8)

2 原告番号8ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ8の28, 8の37, 8の42, 8の43, 原審における原告番号8-2本人, 当審における原告番号8-1）のほか, 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号8-1（昭和46年 [] 生まれ）と, 原告番号8-2（昭和44年 [] 生まれ）は, 夫婦であり, 原告番号8-3（平成13年 [] 生まれ）及び原告番号8-4（平成17年 [] 生まれ）は, 原告番号8-1及び8-2の子である。

原告番号8-1は, 本件事故当時, [] に勤務していた。また, 原告番号8-2は, [] で巡回監査員として勤務していた。

本件事故当時, 原告番号8-3は [] 小学校の4年生であり, 原告番号8-4は [] 幼稚園に通園していた。

原告番号8-1及び8-2は, 平成16年頃, 原告番号8-2が所有す

る矢吹町の宅地上に自宅建物を新築し、本件事故時点においても、月々6万5000円のローンを支払っていた。

原告番号8-1及び8-2は、本件事故当時、次の不動産を所有していた（甲ニ8の2の各証、8の3の各証）。

5

① 矢吹町 [REDACTED] 宅地 223.00m²

平成25年度の固定資産税評価額 267万6000円

(原告番号8-2単独所有)

10

② 矢吹町 [REDACTED] 居宅

平成25年度の固定資産税評価額 7.75万9633円

(共有持分は、原告番号8-1、8-2が各2分の1)

イ 避難の状況

15

原告番号8らは、本件事故後も矢吹町の自宅で生活していた。原告番号8-1及び8-2は、平成23年5月頃、本件事故による放射性物質の拡散に関する報道を見て、放射性物質による健康への影響を心配するようになり、[REDACTED]小学校の空間線量を計測したり、放射性物質を摂取するがないよう留意したりしながら生活するようになった。なお、同年10月3日付けの「[REDACTED]小学校校長室だより」には、同年5月20日時点での校庭での1センチメートルの高さの放射線量は0.51μSv毎時であったが、同年9月30日時点では0.06μSv毎時まで低減している旨記載されていた（甲ニ8の9）。

20

原告番号8-1及び8-2は、週刊現代平成23年7月30日号に掲載された特集記事「わが子のオシッコからセシウムが出て」を読んだ。同記事には、①フランス原子力安全機関（ASN）からも認定を受けている放射線調査の専門機関ACROにおいて、日本のNGO「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」がメーリングリストで募集した福島の子ども10人の尿を検査したところ、全員の尿からセシウムが検出されたこと、

25

②この検査結果を受け、斑目春樹原子力安全委員長は即座に「十分に低い値。健康への影響は疫学的にみても考えられない」と断じ、その翌日、高木義明文部科学大臣が「今回の調査結果は、放医研（放射線医学総合研究所）の推計によると、70歳までに受ける線量が最大でも $8.9 \mu \text{Sv}$ ときわめて低いレベル」との見解を述べたこと、③このような政府高官の対応について、「あきれ果てた」「重要なのは子供の内部被曝が確認されたこと」「自分たちは責任を持って検査をやりもせずに、人がやった検査結果を元に放医研に計算させ、『健康に影響はない』では、あまりにいい加減すぎます。」とする八王子中央診療所理事長山田真医師の意見、④内部被ばくの危険性について、「セシウムの生物学的半減期を100日前後としても、どう少なく見積もっても、尿として出た線量の150倍近くが身体の中にあると推測できます。さらに、セシウムだけでなくストロンチウム90が出てきたら、生物学的半減期はさらに長く、大変なことになる。『軽微な被曝』と評価してはなりません。体内で放射性微粒子が放射線を出すと、特定の部位を集中して被曝されることになり、人体に非常に危険な作用を及ぼすことになります。」と指摘する琉球大学名誉教授矢ヶ崎克馬の見解などが記載されていた。

原告番号8-1及び8-2は、上記のような記事を読んで不安に感じ、原告番号8-3及び8-4の尿を検査に出した。同検査の結果、平成23年8月14日、原告番号8-3の尿からは、セシウム134が 0.39Bq/kg 、セシウム137が 0.70Bq/kg 検出され、原告番号8-4の尿からは、セシウム134が 0.53Bq/kg 、セシウム137が 0.66Bq/kg 検出された。（甲ニ8の11~13）

原告番号8-1及び8-2は、同月19日、この検査結果を知り、矢吹町から避難することを決意し、避難先を探し始め、同年11月頃、千葉県茂原市のアパートの借上契約を締結し、同所に避難することにした。そし

て、平成24年1月頃には、原告番号8-1は [REDACTED]

[REDACTED] を退職し、同年2月頃に同市のアパートに転居した。原告番号8-2は、同年3月末頃に [REDACTED] を退職し、同月31日、原告番号8-3及び8-4と共に、同アパートに転居した。

5 ウ 避難後の生活状況等

原告番号8-1は、転居後、平成24年4月に [REDACTED] に、平成25年4月に [REDACTED] に就職した。また、原告番号8-2は、平成24年7月に [REDACTED] に就職し、平成25年2月には [REDACTED] に転職した。

10 原告番号8らは、同年10月頃に矢吹町に住む原告番号8-1の父が入院したこと、上記アパートの無償住宅供与支援が同年11月をもって終了する予定となっていたこと等から、避難前の住居に転居するか否かを相談し、平成26年3月20日、避難前の住居に転居した。

15 原告番号8-1は、同年4月、[REDACTED] に再就職し、原告番号8-2は、同月、[REDACTED] に就職した。また、原告番号8-3は [REDACTED] 中学校に、原告番号8-4は [REDACTED] 小学校に、それぞれ転入した。

エ 原告番号8らの自宅付近等の状況

平成28年7月31日時点で、原告番号8らの自宅2階ベランダ雨樋下で $0.254 \mu\text{Sv}$ 毎時、2階ベランダで $0.160 \mu\text{Sv}$ 毎時の放射線量が検出された。また、[REDACTED] 小学校の放射線量は $0.091 \mu\text{Sv}$ 毎時、[REDACTED] 幼稚園の放射線量は $0.095 \mu\text{Sv}$ 毎時、原告番号8-2の実父宅の裏山の放射線量は $0.198 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(甲ニ共101)

オ 既払額

25 原告番号8らに対する既払額は、125万円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号8ら」の各

一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 原告番号8らの避難と本件事故との因果関係

原告番号8らが居住していた矢吹町は、避難指示等の対象とはされておらず、原告番号8らは、いわゆる自主的避難をしたことになるから、当該避難と本件事故との因果関係の有無を検討すべきこととなる。

5

10

15

20

上記認定事実のとおり、原告番号8-3及び8-4の尿からセシウムが検出されているところ、検出されたセシウム量からすると、本件事故の影響によりどの程度の増加があったのかは明らかではないと言わざるを得ない（乙ニ共69、350参照）が、本件事故の影響があることも否定し去ることはできないと解される。また、上記認定事実のとおり、原告番号8-1及び8-2は、原告番号8-3が通う■小学校、原告番号8-4が通う■幼稚園及び両名の通学路上の空間放射線量を知り、子らへの放射線の影響を心配して避難を決意したものである。このように未成年の子を持つ親として、原告番号8-1及び8-2が本件事故の子の健康に対する影響を不安に思うことは、自然な心情といえ、子の健康のため、放射線の影響がより少ない地域で生活したいと考えるのも無理からぬところである。原告番号8らが実際に避難をしたのは、本件事故から1年近くが経過した後ではあるが、平成23年9月頃から避難先を探し始めて、同年11月頃には避難先の借上契約を締結しているのであって、直ちに避難の合理性が否定されるような時期に避難を開始したともいえない。

そうすると、上記認定事実のとおりの矢吹町の避難者数や空間放射線量等を踏まえても、原告番号8らが矢吹町に滞在して生活を継続することに不安を感じ、避難することを選択したこと自体には合理性が認められる。

したがって、原告番号8らが避難したこと自体が本件事故と因果関係がないものと直ちにいうことはできない。もっとも、避難したことによって

25

生じた財産的・精神的負担と本件事故との相当因果関係の有無については、
具体的な事情の下で、個別に判断されるべきものである。

イ 不動産（原告番号8-1, 8-2）

原判決は、本件事故により、原告番号8らの自宅建物や宅地の価値が喪失又は減少したと認めることはできないとしているところ、原告番号8-1及び8-2は、当審においてこの損害については主張しないとしているから、判断を要しない。

ウ 家財道具（原告番号8-1）

原告番号8-1は、避難先での生活再建のために要する家財道具の購入費用として、119万8000円の損害が生じたと主張し（なお、原告番号8-1は、家財道具の購入費用について控訴の対象としておらず、控訴審で主張する請求額の総額に家財道具の購入費用相当額は含まれていないが、他の損害を含めた一部請求として請求する趣旨である旨主張する。）、その一部である14万4217円を裏付けるものとして領収書（甲二8の57）及び購入したものの品目と金額（合計124万7000円）を記載したリスト（甲二8の65の別紙）を提出する。

しかしながら、原告番号8らの自宅所在地は避難指示等の対象になっていないから、自宅にあった家財を持ち出すことは可能であったと考えられる。原告番号8-1は、自宅と避難先とでは間取りが大きく異なるため、家具や家電製品は新たに購入せざるを得なかったと主張するが、領収書が存在するものについては、その内容を見る限り、間取りの違い等から直ちに購入しなければ使用できないものであったと認めることはできず、リストに記載されたものについては、その必要性や購入の事実等について、具体的な立証がされているとは認められない。したがって、原告番号8-1に家財道具の購入費用相当額の損害が生じたとは認められない。

エ 住宅借入金等特別控除が受けられなかつたことによる損害（原告番号8-

1, 8-2)

原告番号8-1及び原告番号8-2は、本件事故後の避難により住宅借入金等特別控除を受けられなかつたため17万2200円の損害を被つたと主張する（なお、原告番号8-1及び8-2は、この損害について原審において主張しておらず、当審においても請求の拡張をしていないが、他の損害項目を含めた一部請求として請求する趣旨であるとする。）。

5

10

15

本件地震により自宅が被害を受けた場合については、住宅借入金特別控除の特例が設けられており、避難することにより当該自宅に居住しなくなつても特例の適用が受けられるという法令上の手当てがされている。ところが、原告番号8-1及び8-2については、自宅のある地域が避難指示等の対象にはなつてないから、自宅が被害を受けたものには該当せず、その特例の対象とはならなかつたと考えられる。自主的に避難をすることとなつたことが本件事故に起因するものであるとしても、法令上の手当ての対象外となつたことで増加した負担分についてまで、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

オ 生活費増加分（原告番号8-1）

20

25

証拠（甲ニ8の27、原告番号8-2本人）によれば、茂原市に避難後、原告番号8-4の学童児童保育費用として、月額1万8000円を支払つたことが認められる。そして、証拠（甲ニ8の66、70）によれば、避難前は、幼稚園に通う原告番号8-4は、帰宅後矢吹町内に住む原告番号8-2の母が預かっていたが、避難後は、小学校に進学した原告番号8-4の帰宅後原告番号8-1や8-2が帰宅するまでの間、原告番号8-4の面倒を見る人がいなくなつたこと、矢吹町への帰還後は、再び原告番号8-2の母の援助が受けられるようになったことが認められる。もっとも、原告番号8らは、自主的避難という選択をしたもので、その避難後の生活態様については、原告番号8らの判断によるところが大きく、原告番号8

－1及び8－2の就労状況から学童保育を利用することとなったとしても、それによる費用が本件事故と相当因果関係のある生活費用の増加と認めることはできない。

カ 給与所得減額分（原告番号8－1，8－2）

5 原告番号8－1及び8－2は、平成24年2月から平成28年8月31日までの減収分が損害であると主張する（なお、原告番号8－1及び8－2は、原審において主張していた平成24年2月から平成25年末までの減収分のみを控訴の対象としているが、これは、他の損害項目を含めた一部請求として請求する趣旨であるとする。）。

10 前記認定事実のとおり、原告番号8－1及び8－2は、矢吹町から茂原市へ避難することを決意し、茂原市へ避難するに当たり矢吹町の勤務先を退職しているところ、本件事故がなければ、原告番号8らが矢吹町から茂原市へ避難することではなく、矢吹町の勤務先を退職することもなかったといえる。

15 他方で、前記認定事実のとおり、原告番号8－1は平成24年1月頃に退職するまで、原告番号8－2は同年3月頃に退職するまで、従前の勤務先で勤務を継続していたのであり、また、原告番号8－1及び8－2が同年11月頃に茂原市のアパートの借上契約を締結してから、実際に茂原市に転居した同年2月頃や同年3月31日までの間に再就職先を探すことのできる期間として4か月から5か月程度あったということができるのであり、避難指示等により突然に避難を余儀なくされたこと又は避難指示区域内の勤務先が廃業したこと等が原因で退職を余儀なくされた者と比較すると、就職先を選択する余地はある程度あったとみることができる。

20 これらの事情を考慮すると、矢吹町での勤務先からの退職から生じた減収の全てが本件事故と相当因果関係があるということはできず、退職後再就職までに通常必要と考えられる期間における退職前の給与額相当分に

ついて、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。そして、上記の事情からすれば、原告番号8-1及び8-2にとって退職後再就職までに通常必要と考えられる期間は、3か月と認めるのが相当である。

5 証拠（甲ニ8の47の10～12、8の50の6）によれば、平成23年10月から同年12月までの月額給与平均は、原告番号8-1が29万5377円、原告番号8-2が21万2090円であったことが認められる。したがって、原告番号8-1及び8-2の損害は、次のとおりとなる。

10 ① 原告番号8-1 88万6131円（29万5377円×3か月）

この点につき、原告番号8-1及び8-2は、再就職のための最大限の努力をしても減収が生じ、矢吹町に帰還した後に元の職場に戻っても減収が生じたのであって、これらは本件事故と相当因果関係のある損害であると主張するが、原告番号8-1及び8-2は、それを甘受することも含めた選択として避難をしたといわざるを得ないから、上記認定額を超える部分について、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

15

キ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号8ら）

20

一審被告東電は、自主的避難に係る賠償として、原告番号8-3及び8-4に対し、各20万円を支払っている。一審被告東電は、さらに、原告番号8-3及び8-4の損害として、各4万円を認める。

25

前記認定事実のとおり、原告番号8らは、本件事故後、矢吹町から避難するまでに、矢吹町の放射線量に関する情報や、原告番号8-3及び8-4の尿からセシウムが検出されたことにより、放射線による健康被害の不安を感じながらの生活を送ることになった。そして、慣れ親しんだ矢吹町から千葉県に避難したことにより、矢吹町での平穏な生活を失い、精神的苦痛を受けたと認められる。特に、本件事故当時、小学生及び幼稚園児で

あつた原告番号8-3及び8-4は、放射線感受性が高い可能性があるといわれる年齢であつて、不安は大きかつたものと推察される。他方で、原告番号8らは、平成26年3月20日に矢吹町の自宅に帰還し、避難生活を終えている。その他本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号8らの慰謝料は、次のとおり認める。

① 原告番号8-1, 8-2 各30万円

② 原告番号8-3, 8-4 各50万円

ク 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号8ら）

本件事故後の矢吹町の状況、放射線量及び避難者数等に加え、平成26年3月20日に原告番号8らが矢吹町の自宅に帰還していることなどからすれば、原告番号8らの元の居住地の生活環境の変容の度合いは大きいとはいはず、前記キの避難生活に伴う慰謝料を超える精神的損害が生じたと認めることはできない。原告番号8らが放射線の影響を懸念しながら生活しているとしても、直ちに原告番号8らの法的保護に値する利益が侵害されていると評価することはできず、上記判断は左右されない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号8らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 給与所得減額分（原告番号8-1, 原告番号8-2）

① 原告番号8-1

損害額 88万6131円 既払額 0円

② 原告番号8-2

損害額 63万6270円 既払額 0円

(イ) 慰謝料

① 原告番号8-1, 8-2

損害額 各 30万円 既払額 0円

② 原告番号 8-3, 8-4

損害額 各 50万円 既払額 各 20万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号 8-1 118万6131円

② 原告番号 8-2 93万6270円

③ 原告番号 8-3, 8-4 各 30万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号 8-3 及び 8-4 に対して、自主的避難等対象者に準じて支払った賠償金（各 20万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号 8-3 及び原告番号 8-4 の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号 8-3 及び 8-4 のそれぞれの損害賠償額から控除すると、残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(4) 弁護士費用（原告番号 8 ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号 8-1 11万8613円

② 原告番号 8-2 9万3627円

③ 原告番号 8-3, 8-4 各 3 万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号 8 らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国のいずれに対しても、次のとおりとなる。

① 原告番号 8-1 130万4744円

② 原告番号8-2 102万9897円

③ 原告番号8-3, 8-4 各33万円

第9 福島県いわき市の一審原告ら

1 いわき市の状況

5 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

いわき市は、平成23年3月12日午後6時25分の福島第一原発から半径20キロメートル圏内の避難指示を受け、この時点では避難範囲とはならないものの、避難の要否について市で検討した結果、同月13日朝、福島第一原発から半径30キロメートル圏内の住民に対して自主避難を呼びかけた。いわき市は、同月15日午前11時に出された福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示後、市全域で物流が止まるようになり、自主避難する住民が増えていったが、同年4月22日、屋内退避指示が解除され、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域には指定されず、また、その後の避難指示の対象とはなっていない。

15 原告番号11-1, 11-2及び11-3（以下「原告番号11ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約30キロメートル地点に位置し、屋内退避区域内にあった。

同年1月1日時点のいわき市の18歳未満人口は、5万7739人であったところ、同年3月15日時点での自主的避難者数は、1万5377人（人口に占める割合は4.5%。ただし、地震及び津波による避難を含む。）と推定されている。また、本件事故後のいわき市の18歳未満者の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点で3641人（県内1475人、県外2166人）、平成27年4月1日時点で1690人（県内552人、県外1138人）と把握されている。なお、いわき市には、平成24年10月19日時点において、他市町村から2万3787人が避難していた。（乙ニ共61,128の各証、140の1, 148）

いわき市は、平成23年12月に「いわき市除染実施計画（第1版）」を、平成25年3月に「いわき市除染実施計画（第2版）」を、平成26年10月に「いわき市除染実施計画（第3版）」をそれぞれ策定し、これらに基づいて除染を実施し、原告番号11らの本件事故時の居住地は、「いわき市除染実施計画（第3版）」の中で、いわき市において優先的に除染を行う区域に含まれていた（乙ニ共140の2）。

いわき市の除染の進歩状況は、平成27年7月末時点で、公共施設は541施設中532施設が、住宅は3万1085戸中2万5632戸が、道路は356キロメートル中92キロメートルが、農地水田は、138.1ヘクタール中131.5ヘクタールが、農地畠地は7.2ヘクタール全てが、その他森林は7.7ヘクタール全てが、除染実施済み又は調査にて終了となっていたが、平成30年2月末時点で、住宅、公共施設等、道路、農地及び森林の全てについて除染が完了している（乙ニ共129の7、260）。

「いわき市放射線量測定マップ」による市内の各区の放射線量測定データの結果は次のとおりである。平成23年11月から平成24年3月までの測定期間では、市全体（測定地点1848）で平均値が0.184μSv毎時、最大が1.29μSv毎時、最小が0.05μSv毎時、久之浜・大久地区（測定地点97）で平均値が0.345μSv毎時、最大が0.67μSv毎時、最小が0.11μSv毎時であった。また、平成26年1月から3月までの測定期間では、市全体（測定地点2137）で平均値が0.11μSv毎時、最大が0.41μSv毎時、最小が0.05μSv毎時、久之浜・大久地区（測定地点102）で平均値が0.182μSv毎時、最大が0.38μSv毎時、最小が0.08μSv毎時であった。（乙ニ共140の2）

平成27年9月7日時点におけるいわき市の環境放射線量の測定値は、最大値が0.26μSv毎時であり、その他は0.04～0.11μSv毎時であった（乙ニ共130）。

同年10月13日時点の原告番号11らの本件事故時における住所地付近の空間放射線量率の測定結果は、 $0.127\mu\text{Sv}$ 毎時であった（乙ニ共131の11）。

2 原告番号11ら

5 (1) 認定事実

証拠（甲ニ11の1、11の32、11の33、原審における原告番号11－1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

10 原告番号11－1（昭和56年 [] 生まれ）は、原告番号11－2（平成12年 [] 生まれ）及び原告番号11－3（平成14年 [] 生まれ）の母である。

15 原告番号11らは、本件事故当時、いわき市 [] の市営住宅に居住していた。市営住宅の月額家賃は1万5700円、駐車場代は1500円であった。

原告番号11－1は、平成18年頃から、歯科助手として歯科医院で勤務し、平成22年度の給与支払額は196万4020円であった（甲ニ11の6）。

20 原告番号11－2及び11－3は、本件事故当時、[] 小学校に通学していた。

イ 避難の状況

原告番号11－1は、本件地震の後、一旦自宅に戻り、交際相手の男性と共にいわき市立 [] 中学校に避難し、原告番号11－2及び11－3と合流した。また、原告番号11らは、平成23年3月11日午後7時頃、原告番号11－1の両親とも合流し、[] に避難した。原告番号11らは、同日深夜、[] へ移動し、同

月 12 日から同月 13 日まで滞在した。

原告番号 11 らは、同月 14 日、いわき市 [] の親戚宅に移動し、同月 16 日、千葉県船橋市の知人宅へ自動車で移動した。そして、原告番号 11-1 は、同年 4 月 14 日、同市 [] のアパートを借り、原告番号 11 らは同アパートに転居し、いわき市の市営住宅は解約した。

5

ウ 避難後の生活状況等

10

船橋市のアパートは、平成 23 年 9 月から同市の借上げになり、原告番号 11-1 にとって家賃の自己負担はなくなったが、部屋が手狭であったことから、平成 24 年 2 月 14 日、交際相手が、同市 [] のマンション及び駐車場の賃貸借契約（家賃 8 万 5 0 0 0 円、管理費 6 0 0 0 円、駐車場代 9 4 5 0 円）を締結し、その頃、原告番号 11 らは同マンションに転居した。なお、上記アパートからの転居費用は 2 万 1 0 0 0 円であった。

(甲ニ 11 の 2~5)

15

原告番号 11-1 は、平成 23 年 4 月 18 日から同年 12 月末まで、千葉県船橋市の [] で [] (パート) として勤務し、その間の収入は合計 96 万 6 0 0 0 円であった（甲ニ 11 の 7~15）。

原告番号 11-1 は、平成 24 年 2 月 22 日から、[] で [] のパートとして勤務しており、毎月の手取額は 7 万円から 9 万円程度である（甲ニ 11 の 16~27）。

20

原告番号 11-1 は、平成 23 年 7 月 2 日頃、勤務先でゴム手袋を装着したところ、アナフィラキシーショック（ラテックスアレルギー）を発症し、同月 4 日から 5 日まで入院した。本件事故以前には、同様の症状を発症したことではなく、平成 25 年 1 月 11 日作成の診断書には、「避難生活による精神的、身体的ストレス及び環境の変化が潜在的なアレルギー体质を顕在化させ、アナフィラキシーを引き起こしたと考えられる。」、「成人してからのアレルギー、アナフィラキシーは完治する可能性が低く、今

25

後の生活に支障があるため定期的な通院、内服治療が必要と考えられる。」との記載があり、就労に支障があったと考えられる期間として「平成25年6月1日～平成25年8月31日」との記載がある。原告番号11-1は、それ以降はラテックスアレルギーの発作が起きたことはないが、現在も投薬治療を受けている。(甲ニ11の28)

原告番号11-1は、平成26年12月に [REDACTED] を退職した(原審における原告番号11-1)。

原告番号11-2及び11-3は、いわき市からの避難後、千葉県の学校に転校した。原告番号11-2及び11-3は、平成25年10月に甲状腺の検査を受けたところ、原告番号11-2の甲状腺に2個のう胞が見つかった。もっとも、直ちに問題となるものではないとされている。また、原告番号11-2は、平成27年4月頃、炎症に伴う腹痛のため5日間入院し、その後も腹痛で通院することがあり、原告番号11-3は、本件事故後に下痢と便秘を繰り返すようになったが、病院では異常はないと言われている。(甲ニ11の33)

エ 原告番号11らの自宅付近の状況等

平成28年8月14日時点で、原告番号11-2及び11-3が通学していたいわき市立 [REDACTED] 小学校の校庭の放射線量は0.097μSv毎時であった。上記一審原告両名が通学する予定であつたいわき市立 [REDACTED] 中学校には放射線測定器が設置されて、原告番号11らの自宅付近の公園は、雑草が伸びている様子が見受けられるほか、自宅付近には、原子力発電所関係の作業員用のプレハブが設置されている。(甲ニ共101)

オ 既払額

原告番号11らに対する既払額は、合計785万5962円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号11ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のと

おりである。

(2) 損害の検討

ア 避難移動費（転居費用）（原告番号11-1）

一審被告東電による既払額は、39万8294円である。

5

これは、旧屋内退避区域に生活の本拠としての住居を有する者の賠償対象期間を平成23年9月までとし、賠償基準に従って支払われたものであるところ、この期間の損害相当額を上記金額とすることについては、原告番号11-1も争っていない。

10

原告番号11-1は、これに加えて、千葉県船橋市のアパートから同市
██████████のマンションへの転居の実費として、同マンションの敷金・礼金、
仲介手数料等合計36万3805円が損害に当たると主張する。

15

しかし、前記認定事実のとおり、原告番号11-1は転居後のマンションの契約者ではなく、同マンションへの転居についての引っ越し業者への支払分2万1000円を除き、原告番号11-1が支出したと認めるに足りる証拠はなく、転居も、それまでの住居に居住し続けることができなくなつたためとは認められないから、転居費用を含め、本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。原告番号11-1は、交際相手が賃料を負担することで一審原告11らが生活を維持している以上、事実上の負担が発生していると主張するが、交際相手から賃料等の請求がされていることもうかがわれば、同主張は採用できない。

20

したがって、避難移動費の損害としては、一審被告東電の既払額と同額の39万8294円をもって相当と認める。

イ 家財道具（原告番号11-1）

25

原告番号11らの住居地は、避難指示等の対象区域となっておらず、管理不能等により家財道具の価値が喪失されたとは認められない。原告番号11-1は、家財道具が余震等の影響で野ざらしになつたため持ち出せな

かったなどと主張するが、そのような事情があったとしても、本件事故により家財道具に損害が生じたと認めるることはできない。

ウ 生活費増加分（原告番号11-1）

原告番号11-1は、当審において、避難前のいわき市の住居の賃料と、
5 [REDACTED] のマンションの賃料の差額の少なくとも10年分は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとして、合計733万7429円を請求する。

しかし、前記認定事実のとおり、[REDACTED] のマンションの借主は原告番号11-1ではなく、原告番号11-1が家賃を支出していると認めるに足りる証拠はないから、原告番号11-1に家賃の増加分に相当する損害が生じたと認めるることはできない。

エ 休業損害、逸失利益（原告番号11-1）

一審被告東電による既払額は、331万2203円である。

原告番号11-1は、千葉県内に転居したことにより、いわき市における歯科医院での勤務を継続することができなくなったのであるから、避難直後の平成23年3月から1年余り後の平成24年5月までの間の減収分については、本件事故と相当因果関係のある損害であると認められ、その額は、一審被告東電による既払額と同額の331万2203円であると認める。他方で、本件事故により、本件事故前と同等又は高額の給与を得られる職に就く可能性がなくなるわけではないことからすると、67歳までの期間、本件事故前の月収と本件事故後の月収の差額分の損害が生じたという原告番号11-1の主張は採用することができない。原告番号11-1は、避難後にラテックスアレルギーを発症したことにより就労が困難になったとも主張するが、後記オのとおり、その就労困難と本件事故との因果関係を認めることはできない。

オ 将来の治療費（原告番号11-1）

一審被告東電は、原告番号11-1に対し、避難後の治療費等として、

32万2830円を支払っているところ、原告番号11-1は、本件事故とラテックスアレルギーの発症に因果関係があるとして、治療費94万6842円（治療費の年間見込額2万2820円と薬代の年間見込額3万6420円の平均余命57年分）が本件事故と相当因果関係のある損害であると主張する。

5

前記認定事実のとおり、原告番号11-1は、平成18年頃から歯科助手として勤務しており、患者ごとに手袋を取り替えることもあった（原告番号11-1本人）というのであるから、ラテックスアレルギー発症の主たる原因是、仕事上手袋を使用する行為であったということができる。前記認定事実のとおり、診断書にはストレスや環境の変化によりアレルギー体質が顕在化したと記載されているが、ストレスや環境の変化とラテックスアレルギー発症の機序を医学的に裏付ける証拠は他に提出されておらず、上記の診断書の記載によっても、本件事故とラテックスアレルギーの発症との相当因果関係を認めるには至らない。

10

なお、仮に本件事故とラテックスアレルギーの発症に因果関係が認められるとしても、上記のとおり、仕事上手袋を使用する行為がその主たる原因であること、治療費の年間見込額が2万2820円、薬代の年間見込額が3万6420円であることを証する証拠としては陳述書（甲ニ11の1）が提出されているのみで、実際の通院頻度や具体的費用についての証拠はなく、今後平均余命までの治療費、薬代として94万6842円を要することの立証はないといわざるを得ない。そうすると、本件事故と因果関係のある損害は認められない。なお、一審被告東電は、既払額について、損害項目を超えた弁済の抗弁を主張していないから、治療費については、後の損害額の合計では考慮しない。

20

25 カ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号11ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号11-1 76万円

72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+4万円

② 原告番号11-2, 11-3 各124万円

72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+52万円

5 (イ) 原告番号11らは、本件事故後、いわき市の自宅から千葉県に避難し、以降千葉県で生活している。原告番号11らの自宅のあった地域は、本件事故直後に屋内退避区域とされ、物流が止まつたり、自主避難する者が多くいたりしたこと、原告番号11らの世帯には、未成年の子である原告番号11-2及び11-3がいたこと等からすると、原告番号11らがいわき市から避難したことは、通常人の行動として合理的であると考えられ、本件事故によって避難生活に伴う精神的苦痛を被ったということができる。他方で、屋内退避指示は、平成23年4月22日には解除され、いわき市では本件事故前と同様の日常が取り戻されつつあったことや、原告番号11-1は、同月14日には自ら船橋市内のアパートを賃借したことなどからすると、避難から半年が経過した同年9月頃には、避難前と同等の生活基盤を確保したということができる。そうすると、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は同時点までの期間について認めるのが相当である。

20 もっとも、原告番号11-2及び11-3は、本件事故当時小学生であって、避難先での学校生活に順応するのには、相応の時間を要したものと考えられ、その間、本件事故前と同様の友人等のいる環境の下で学校生活を送ることができなかつたものであり、これによる精神的苦痛は相応に大きかつたものと認められる。そして、新学年に進級する平成24年4月頃には、新しい環境に順応して、安定した学校生活を送ることができるようになったと考えられるから、原告番号11-2及び11-3については、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は、

同年3月末までの期間について認めるのが相当である。

これらの事情に、原告番号11らが避難当初は避難所に避難していたことも考慮し、原告番号11らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

① 原告番号11-1 72万円

月額10万円×7か月+2万円（避難所生活による増額分）

② 原告番号11-2, 11-3 各132万円

月額10万円×13か月+2万円（避難所生活による増額分）

キ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号11ら）

いわき市は、避難指示の対象地域とはなっておらず、空間放射線量も避難指示区域と比べて低く、本件事故後のいわき市の避難者数の状況等にも照らすと、原告番号11らに上記カの避難生活に伴う慰謝料を超える精神的損害が生じたと認めることはできず、原告番号11らが主張する事情を考慮しても、原告番号11らの法的保護に値する利益が侵害されているということはできない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号11らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難移動費（転居費用）（原告番号11-1）

損害額 39万8294円 既払額 39万8294円

(イ) 休業損害、逸失利益（原告番号11-1）

損害額 331万2203円 既払額 331万2203円

(ウ) 慰謝料（原告番号11ら）

① 原告番号11-1

損害額 72万円 既払額 76万円

② 原告番号 11-2

損害額 132万円 既払額 124万円

③ 原告番号 11-3

損害額 132万円 既払額 124万円

5 (エ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号 11-1 0円

② 原告番号 11-2, 11-3 各8万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号 11-2 及び 11-3 に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各48万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号 11-2 及び 11-3 の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号 11-3 及び 11-4 のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張については判断を要しない。

なお、原告番号 11-1 については、損害額より既払額が過払いとなっているが、この点については、一審被告東電は、明示的に世帯間での弁済の充当をすべきとの主張をしていない。

20 (4) 弁護士費用（原告番号 11 ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号 11-1 0円

② 原告番号 11-2, 11-3 各800円

25 (5) 認容額

以上によれば、原告番号 11 らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国

のいずれに対しても、次のとおりとなる。

① 原告番号11-1 0円

② 原告番号11-2, 11-3 各8万800円

第10 福島県双葉郡広野町の一審原告ら

5 1 広野町の状況

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

広野町は、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域に設定されたが、同年9月30日、緊急時避難準備区域は解除され、それ以降避難指示等の対象にはなっていない（乙ニ共105）。もっとも、広野町長による避難指示の解除は平成24年3月31日であった（甲ニ14の188）。

10 原告番号14-1, 14-2, 14-3及び14-4（以下「原告番号14ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約23.6キロメートル地点に位置し、平成23年3月15日に屋内退避区域内となり、同年4月22日に設定された緊急時避難準備区域内にあったが、同年9月30日に解除された後は、避難指示等の対象になっていない。

15 同年3月11日時点での広野町の住民登録人口は、5490人であったが、平成27年5月31日時点での避難者数は、2962人（県内2616人、県外346人）であった。また、広野町の18歳未満の避難者数は、平成24年4月1日時点で970人（県内707人、県外263人）、平成27年4月1日時点で490人（県内422人、県外68人）と把握されている。（乙ニ共127の6, 128の各証）

20 広野町には、本件事故の収束作業や除染に關係する事務所が多数あり、平成28年2月時点で約3000人の作業員が、平成29年2月時点で約3260人の作業員が町内に宿泊している（甲ニ14の191, 192）。

25 広野町は、平成25年8月、「広野町除染計画（第4版）」を策定し、町の一般公衆が受ける追加被ばく線量を、当面、本件事故後に受けた追加被ばく線量

から半減させる努力をし、最終的には放射性物質の物理的減衰等を含めて追加
被ばく線量を年間 1 mSv 以下まで減少させること、特に放射線の影響が成人
より大きい子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、子供
が多く利用する施設（幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校）においては、
5 早期に追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下まで減少させること等を目標として、
町内全域の除染を行っている。平成27年7月末時点で、公共施設、住宅、道
路、水田及び畑地については全て除染実施済みであり、森林についても、計画
数237.9ヘクタール中227.3ヘクタールが実施済みである。（乙ニ共1
29の6、139の1）

10 広野町の同9月7日時点での空間放射線量測定値は、最大値が $0.14 \mu\text{Sv}$
毎時であり、その他は $0.07 \sim 0.13 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。また、本件
事故時点における原告番号14らの居住地付近のモニタリングポストの測定結果
は、同年10月13日時点で、 $0.121 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。（乙ニ共13
0、131の14）

15 広野町は、平成24年3月に「広野町復興計画（第一次）」、平成26年3月
に「広野町復興計画（第2次）」を策定し、復興に向けた取組をしている。

2 原告番号14ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ14の184、14の185、原審における原告番号14ー1
20 本人）に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号14ー1（昭和43年 [] 生まれ）は、広野町で生まれ育ち、高校卒業後は仕事の関係で広野町と東京を行き来していたが、平成2
0年頃から再び広野町で生活するようになった。原告番号14ー1は、広
25 野町に戻った後、人材派遣会社である [] に勤務し、派遣先
の [] で、福島第一原発等の現場監督として働いていた。

原告番号14-2, 14-3及び14-4(以下「原告番号14-2ら」と総称する。)は、原告番号14-1の子であり、本件事故当時、[REDACTED]小学校に通学していた。

原告番号14らは、本件事故当時、広野町[REDACTED]在の自宅(原告番号14-1とその父の共有名義)で、原告番号14-1の両親及び妹と生活していた。

イ 避難の状況

原告番号14-1は、本件地震発生時、出張で宮城県[REDACTED]に滞在していたところ、津波に遭い自動車を失ったことから、ヒッチハイクを繰り返し、宮城県石巻市を経由して、平成23年3月12日に福島県郡山市まで移動した。原告番号14-1は、同月13日、原告番号14-2らや両親、妹の安否を確認し、同月14日、浪江町[REDACTED]の内縁の妻の実家に移動したが、福島第一原発に爆発が起きたことを知り、関東方面に避難することとして、同日深夜、内縁の妻やその弟夫婦共に内縁の妻の自動車で宇都宮市まで移動し、同市内のコンビニエンスストアの駐車場で一夜を明かした。原告番号14-1は、同月16日、千葉県八千代市の親戚宅に到着し、そこで1週間滞在し、同月25日に、千葉市[REDACTED]の公団住宅に転居した。

原告番号14-2らは、本件地震発生後、広野町の[REDACTED]に避難し、いわき市内の体育館、同市内の原告番号14-1の妹の友人宅等を経て、原告番号14-1の妹の勤務先である[REDACTED]の研修施設(茨城県つくば未来市所在)に避難した。そして、原告番号14-2らは、同日、千葉市[REDACTED]の公団住宅に転居し、原告番号14-1と2週間ぶりに再会した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号14らは、原告番号14-1の母と共に千葉市[REDACTED]の公団住宅で生活を始めたが、居室は5階の2LDKであり、エレベーターがな

く手狭であった。原告番号14-2らは、公団住宅に転居した後、同区の小学校に転入したが、同級生の中には、「何で福島からこっちに来たんだよ」などという言葉を浴びせる者もいた。そして、同区の公団住宅の仮設住居の終了期限が迫っていたことから、原告番号14らは、原告番号14-1の内縁の妻と共に、千葉県八千代市のアパート（応急仮設住宅）に転居し、さらに、平成25年3月頃、茨城県に転居した。

原告番号14-1の両親は、平成26年頃、広野町の自宅に帰還し、同所で生活している。

原告番号14-1は、千葉県に転居後、[REDACTED]を辞め、臨時のアルバイトや日雇いの仕事に就いている。

エ 既払額

原告番号14らに対する既払額は、合計2757万0662円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号14ら」の各一审原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難移動費（原告番号14-1）

一审被告東電は、原告番号14-1に対し、避難・帰宅費用として合計73万6325円を支払っている。

原告番号14-1の請求金額は20万円で、上記弁済により全額填補されており、このことについて原告番号14-1は争わないとしている。

イ 家財道具（原告番号14-1）

前記認定事実のとおり、広野町は、本件事故後の平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に設定されたが、これは同年9月30日に解除され、以降は自由に立ち入ることが可能であった。広野町の自宅内の家財道具を管理することができなかった期間は、本件事故から約5か月であり、その

ような短期間において、家財道具の価値が喪失又は減少すると考えることは困難である。また、前記認定事実のとおり、原告番号14-1の両親は、平成26年頃広野町の自宅に帰還し、同所で暮らしているところ、この際に家財道具を買い替えた等の事情はうかがわれない。そうすると、本件事故により原告番号14-1が所有していた家財道具の価値が喪失又は減少したと認めることはできない。

なお、原告番号14-1は、このことについて争わないとしている

ウ 休業損害（原告番号14-1）

一審被告東電は、原告番号14-1に対し、平成26年5月までの期間における休業損害として、合計1509万6783円（月額38万7097円×39か月）を支払っている。原告番号14-1の休業損害の請求金額は945万円であり、上記弁済により損害は全額填補されている。原告番号14-1は、これについて争わないとしている。

エ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号14ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号14-1 182万円

平成23年3月11日～平成24年8月31日の18か月分

② 原告番号14-2, 14-3, 14-4 各217万円

182万円（平成23年3月11日～平成24年8月31日の18
か月分）+35万円（学童であることによる増額分）

(イ) 前記認定事実のとおり、本件事故後、広野町は、屋内退避区域となり、その後、緊急時避難準備区域に設定された。同区域にあっては、直ちに避難指示がされるものではないが、本件事故直後には、その影響の程度や範囲が明らかでなく、原告番号14らが本件事故の影響を懸念して避難したことは、通常人の行動として合理的であり、広野町の居住地からの避難を余儀なくされたことにより精神的苦痛を被ったといえる。特に、

5

10

15

20

25

本件事故直後には、2週間近く親子が離れ離れとなり、合流した後も、不慣れな場所での不便な生活を送らざるを得なかつたもので、これによる精神的苦痛は大きかつたと認められる。他方で、広野町の本件事故前の居住地は、平成23年9月30日をもって緊急時避難準備区域を解除されており、生活のインフラ整備等の環境整備が進んでいったことなどを考慮すると、避難生活に伴う慰謝料は、平成24年8月まで生じたものと認めるのが相当である。もっとも、原告番号14-2らは、本件事故当時小学生であつて、避難先での学校生活に順応するのには、相応の時間を要したものと考えられ、その間、本件事故前と同様の友人等がいる環境の下で学校生活を送ることができなかつたものであり、これによる精神的苦痛は相応に大きかつたものと認められる。そして、新学年に進級する平成25年4月頃には、新しい環境に順応して、安定した学校生活を送ることができるようになつたと考えられるから、原告番号14-2らについては、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は、平成24年9月から平成25年3月末までの期間について月額5万円を認めるのが相当である。

これらの事情に、原告番号14らが避難当初は避難所に避難していたことも考慮し、原告番号14らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

① 原告番号14-1 182万円 (10万円×18か月+2万円)

② 原告番号14-2ら 各217万円

(10万円×18か月+2万円+5万円×7か月)

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号14ら）

広野町は、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域に設定され、住民の多くが避難し、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたも

のの、平成27年5月31日時点においても全住民の半数以上が帰還していない状況にある。このような状況に鑑みれば、上記解除後にあっても、原告番号14らが相当長期間にわたって広野町に帰還することができないと感じ、帰還を断念したとしてもやむを得ないところがあり、そのことによる精神的苦痛は本件事故と相当因果関係があるというべきである。そこで、本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号14らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、各50万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号14らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 慰謝料

① 原告番号14-1

損害額 232万円 既払額 182万円

② 原告番号14-2, 14-3, 14-4

損害額 各267万円 既払額 各217万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

各50万円

イ 原告番号14らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号14ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、各5万円と認められる。

(5) 認容額

以上によれば、原告番号14らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国 のいずれに対しても、それぞれ55万円となる。

第5章 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告東電に対する請求は、主位的請求については理由がないから棄却し、予備的請求については、別紙4主文一覧表の「東電」欄に記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由がある。また、一審原告らの一審被告国に対する請求は、同表の「国」欄に記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由がある。したがって、これらと異なる原判決は失当であり、一審原告らの一審被告らに対する各控訴及び一審被告東電の控訴の一部は理由があり、一審原告らの各附帯控訴は理由がないから、一審原告らの各控訴又は一審被告東電の控訴に基づき上記のとおり原判決を変更し、その余の一審原告らの各控訴及び一審被告東電の控訴並びに一審原告らの各附帯控訴をいずれも棄却することとする（なお、一審被告らが一審原告らに対し金員を支払うべき場合には、一審被告国に対する認容額の限度で連帶してこれを支払うべきこととなるが、これは主文には表示しない。）。

また、一審被告ら各自が、原判決の変更部分に係る請求について、各変更部分に係る一審原告らに対し担保を供するときは、当該担保を供した一審被告は、当該一審原告らとの関係で、その執行を免れるものとすることが相当であり、その担保の額は、原判決が定めた額については原判決の変更に応じて増額又は減額し、一審被告ら各自について、一審原告らごとに主文一覧表の「東電担保額」及び「国担保額」欄記載の金額とする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判官 中山典子

5

裁判官 澤村智子

10

15

20

25

(別紙省略)